

ディスクロージャー誌

DISCLOSURE



令和 7年4月1日～令和 8年3月31日

私たちの活動を
ご理解いただくために

JA能登わかば

目 次

ごあいさつ	1	⑤ デリバティブ取引、金融等デリバ ティブ取引、有価証券関連店頭デリ バティブ取引	39
1. 経営理念・経営方針	2	(5) 預かり資産の状況	
2. 経営管理体制	3	① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	39
3. 社会的責任と貢献活動	4	② 残高有り投資信託口座数	39
4. 事業の概況(令和7年度)	7	2. 共済取扱実績	
5. リスク管理の状況	10	(1) 長期共済保有高	40
6. 事業のご案内	13	(2) 医療系共済の共済金額保有高	40
【経営資料】		(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	40
I 決算の状況		(4) 年金共済の年金保有高	41
1. 貸借対照表	14	(5) 短期共済新契約高	41
2. 損益計算書	16	3. その他事業の実績	
3. キャッシュ・フロー計算書	18	(1) 購買品取扱高	41
4. 注記表	20	(2) 受託販売品取扱高	41
5. 剰余金処分計算書	28	(3) 保管事業取扱実績	41
6. 部門別損益計算書	29	(4) 加工事業取扱実績	42
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	31	(5) 利用事業取扱実績	42
8. 会計監査人の監査	31	(6) 指導事業の収支内訳	42
II 損益の状況		IV 経営諸指標	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	31	1. 利益率	42
2. 利益総括表	32	2. 貯貸率・貯証率	42
3. 資金運用収支の内訳	32	V 自己資本の充実の状況	
4. 受取・支払利息の増減額	32	1. 自己資本の状況	43
III 事業の概況		2. 自己資本の構成に関する事項	43
1. 信用事業		3. 自己資本の充実度に関する事項	45
(1) 貯金		4. 信用リスクに関する事項	47
① 種類別貯金平均残高	33	5. 信用リスク削減手法に関する事項	55
② 定期貯金残高	33	6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	56
(2) 貸出金		7. 証券化エクスポージャーに関する事項	56
① 種類別貸出金平均残高	33	8. CVA リスクに関する事項	57
② 貸出金利条件別内訳残高	33	9. マーケット・リスクに関する事項	57
③ 貸出金担保別内訳残高	33	10. オペレーショナル・リスクに関する事 項	57
④ 債務保証見返額担保別内訳残高	34	11. 出資等または株式等エクスポージャー に関する事項	58
⑤ 貸出金使途別内訳残高	34	12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャーに関する事項	59
⑥ 貸出金業種別残高	34	13. 金利リスクに関する事項	59
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	34	【JAの概要】	
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及 び金融再生法開示債権区分に基づく 債権の保全状況	35	1. 機構図	61
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る 貸出金の農協法に基づく開示債権の 状況	35	2. 役員	62
⑩ 貸倒引当金内訳	37	3. 組合員数	62
⑪ 貸出金償却額	37	4. 組合員組織の状況	62
(3) 内国為替取扱実績	37	5. 地区	63
(4) 有価証券		6. 沿革・歩み	64
① 保有有価証券平均残高	37	7. 店舗等のご案内	64
② 保有有価証券残存期間別残高	38		
③ 有価証券の時価情報	38		
④ 金銭の信託の時価情報	39		

※ 信用事業を行う農業協同組合は農業協同組合法第54条の3の規定により、事業年度ごとに信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する事項を記載したディスクロージャー誌を作成し、当JAの信用事業を行う全事務所に備え置き、公衆の縦覧に供することが義務づけられています。

昨今の金融機関を巡る相次ぐ不祥事件が発生する中、金融機関にはこれまで以上に「透明性」「健全性」が求められています。ディスクロージャー誌は組合員並びに地域の皆さまが安心して当JAを利用していただけるよう、当組合の経営方針、社会的責任及び経営内容を明らかにするものです。

ごあいさつ



代表理事組合長
寺 西 清 悟

盛夏の候、組合員の皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は JA の事業活動に温かいご理解と格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2年前に発災した能登半島地震など未曾有の災害により当組合におきましても施設や事業活動に大きな影響を受けました。現在もなおその影響は残るなか、復旧・復興に向けた取り組みを着実に進めているところであります。これまでお寄せいただいた組合員の皆様、地域の皆様、関係機関のご支援とご協力に対し、改めて深く感謝申し上げます。

令和7年度の決算ですが、近年の金利上昇に伴い債券の市場価格が下落したため、会計ルールに基づき監査法人と協議のうえ減損損失を計上することになりました。そのため、当組合の決算では、合計17億円超の減損損失を計上することとなり11億63百万円の最終赤字となりました（減損損失を除けば5億円超の最終黒字）。今回の赤字決算は形式上、債券等の減損損失を計上するものであり、当組合の事業運営に直接的な影響はなく、組合員や利用者の事業利用については、何ら支障はございません。こうした状況を真摯に受け止め復配に向けて、リスク管理の徹底と健全な資産運用に努め、経営の安定化に努めます。

また、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、農業者の減少や高齢化、資材・燃料価格の高止まりなど、経営への影響が続いております。こうした課題に対し、関係機関と連携しながら、農業所得の向上と持続可能な農業の実現に取り組み、我々 JA の使命である農業振興と地域社会への貢献を果たすためには、盤石な経営基盤の確立が不可欠であります。役職員一丸となり、事業改革と経営改善を着実に進め、将来にわたり信頼される JA を目指します。

結びに、今回の決算結果については、組合員・利用者の皆様に不安を与えるものとなりましたこと、心よりお詫び申し上げます。今後とも当組合が確実に継続され、皆様よりお預かりしている財産につきまして全く損害を及ぼすものではないことをご理解いただき、今後とも当組合にご愛顧のほど、重ねてお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

令和8年7月

1. 経営理念・経営方針

○活力ある地域農業づくり

世界農業遺産に認定された悠久な能登の地において、水稻を中心に、能登野菜をはじめとした園芸作物の生産振興を図るとともに、地産地消も大切に「安心」・「安全」な地元農畜産物の安定供給を目指す「活力ある地域農業づくり」に取り組みます。

また、「担い手」の育成と規模の拡大並びに組織育成の推進、安全な農畜産物生産、販路拡大による農家所得の安定と地域農業の活性化が重要な課題となっており、当組合といたしましても鋭意取り組んでいきます。

○活力ある地域社会づくり

JA グループの一員として、協同組合原則と JA 綱領の精神を大切にし、地域農業の振興と地域社会の活性化に誠実に取り組み、社会的役割を積極的に果たす JA を目指し、JA の様々な事業活動を通じて、組合員やこの地域の人たちが心豊かで、安心して暮らせる「活力ある地域社会づくり」を目指します。

特に、組合員組織活動を重視し、生活文化活動や豊かな自然や伝統・文化を活かした「活力ある地域社会づくり」への貢献に努め、行政機関や他団体との連携により組合員や地域社会に奉仕する JA を目指します。

○活力ある JA づくり

組合員の声を聴くことを重視し満足度の向上、安心・信頼される JA を目指して、魅力ある事業活動と組合員の参加・参画を基本として、協同組合原則に基づく JA 運営を徹底して追及するとともに、組合員の期待に応える JA 職員の育成を図り、全ての JA 役職員の持てる能力を発揮・活用し、「活力ある JA づくり」を目指します。

○自己改革の取り組み

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、相互扶助の理念に基づき、消費者の皆さまへ安心・安全な国産農産物をお届けし、農業者の所得増大、地域活性化を実現するため、様々な自己改革に挑戦しています。



2. 経営管理体制

◇経営執行体制

〔理事会制度〕

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 社会的責任と貢献活動

(1) 農業振興活動

◇ 農業関係の持続的な取り組み

① 農地フル活用による生産振興と販売力の強化

JA 直売所を拠点とした生産拡大・所得増大

直売所を通じて、多様な担い手が農業生産に積極的に取り組めるよう、出荷者による組織化の展開や、栽培講習会の定期的開催など、出荷者の生産拡大に向けた取り組み支援を行っています。

また、直売所での JA カードご利用による支払いで5%割引を実施し、生産者の生産意欲向上及び消費者の利用支援を図っています。

② 付加価値の増大と新たな需要開拓

農畜産物の全国ブランド化

独自の農畜産物について、品質・収量の安定を図り、ブランドを確立できるように取り組んでいます。

③ 生産コスト低減への取り組み強化

新たな栽培技術によるトータル生産コストの引き下げ

物財費や労働費を含めた低コスト生産技術や増収技術の確立・普及のため、土壌分析・農薬の散布量を抑える使用体系の検討、肥料農薬の銘柄集約等を実践していくことによりトータル生産コストの低減に取り組んでいます。

④ 「営農指導機能」「農家とコミュニケーション」の強化

営農指導体制の確立・営農指導員の資質向上

営農指導員を中心に訪問活動を通して、農業の情報や所得拡大につながる指導・提案活動により組合員との結び付きの強化に取り組んでいます。

⑤ 多様な担い手の育成と農業経営安定化の実現

新規就農者に対する支援強化

幅広く新規就農者や女性層等の育成と確保を図ることとし、農業に必要な栽培技術や専門知識の習得、機械の取得や施設整備、農地の確保等に関する支援や新規就農情報の発信など、関係機関との強化を進めています。

⑥ JA 出資型農業生産法人の設立

農業者の高齢化や後継者不足、経営所得安定対策、今後の生産調整制度見直し等により厳しい農業情勢が危惧される中、集落・担い手と連携し地域農業の安定と農地維持管理に取り組むため、JA 出資型農業生産法人を設立し活動しています。

⑦ 担い手ネットワークの構築

担い手間の相互ネットワーク化を図り、担い手による主体性のある活動を支援し将来を見据えた地域農業の維持発展に取り組めるよう担い手経営ネットワーク部会を設立し協議を進めています。

◇ 地域密着型金融への取り組み

① 農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援

当組合は、地域における農業者との結び付きを強化し、地域を活性化するため、次の取り組みを行っています。

ア. 農業融資商品の適切な提供・開発

各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和8年3月末時点において、農業関係資金残高(注)1,075,678千円を取り扱っています。

(注) 農業関係の貸出金とは、農業者及び農業関連団体等に対する貸出金であり、農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

営農類型別や資金種類別の農業資金、及び農業資金の受託貸付金の取り扱い状況についてはP34の主要な農業関係の貸出金残高をご覧ください。

イ. 担い手のニーズに応えるための体制整備

当組合は、地域の農業者との関係を強化・振興するための体制整備に取り組んでいます。

農業経営アドバイザーの資格取得を推奨し、営農・経済部署と連携したサポート体制の確立を図り、迅速に資金ニーズに対応できるよう取り組んでいます。

ウ. 6次産業化に向けた農商工連携の推進

当組合では、農業6次産業化に向けた農商工連携に取り組んでいます。

【具体的取り組み】

・受注懇談会への参加

当組合管内の生産物や加工品を受注懇談会へ持参し、商談を実施。

② 担い手の経営のライフサイクルに応じた支援

当組合は、担い手をサポートするため、ライフサイクルに応じて次の取り組みを行っています。

ア. 新規就農者の支援

新規就農者の経営と生活をサポートするため、就農支援資金を取り扱っています。

イ. セミナー等の開催

JA 職員を対象とした研修会への出席等を通じ、農業経営の確立強化を支援しています。

セミナー名	参加対象者	主催者	内 容
農業経営アドバイザー研修	JA 職員	日本政策金融公庫	資格取得にかかる研修
農業経営アドバイザーミーティング	農業経営アドバイザー合格者	日本政策金融公庫	スキル向上、資格更新の要件
農業制度資金説明会	JA 職員	石川県	農業制度資金の概要説明
農業融資研修	JA 職員	JA バンク石川信連	農業者への対応力強化

③ 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献

当組合では、地域社会へ貢献するため、次の取り組みを行っています。

ア. 災害被災者への支援

災害対策窓口の設置、災害対策資金の創設や個別融資先の経営状況に応じた償還条件の緩和等の対応を行っています。

イ. 食農教育の展開

活 動 名	活 動 内 容
わかばキッズクラブ	次世代を担う子供たち（小学生）と保護者を対象に食と農の体験活動を通じて自然・農業の大切さを学んでいます。

◇ 「みんなのよい食運動」を展開し、地場産農産物の消費拡大と安全・安心な農産物づくりへの取り組みを普及・啓蒙しています。

（地産地消運動・生産履歴記帳運動・ポジティブリスト制度への対応）

◇ 担い手・新規就農者への支援や野菜作り講習会を行っています。

◇ 農業関連融資を行っています。（令和7年度新規貸付実績 105件 870,180千円）

（2）地域貢献活動

当組合は、地域に密着し、地域になくてはならない JA としてあり続けるため、組合員のメンバーシップを強化し、組合員の必要とする総合サービスを提供するとともに、地域協同活動を展開し、地域に根ざした「JA づくり」に取り組んでいます。

① 組合員・地域住民の「思い」や「ニーズ」を把握するため、組合員訪問や支店別座談会を行っています。

② 地域農業と協同組合の理解を深めるため、広報誌の配布及び公式 LINE を立ち上げ情報を発信しています。

③ 事業活動と協同活動の最前線である支店を拠点として「1 支店 1 協同活動」に取り組み、「食」と「農」に基づいた協同活動を推進しています。

④ 総合ポイント制度を活用することで、地元産農産物の購入をさらに拡大しています。

⑤ 金融サービスや生活物資の販売のために、移動店舗を導入しています。

⑥ JA グリーンわかばの里や織姫の里なかのとの農畜産物直売所コーナーを通して、地産地消を推奨し「安心・安全」な農畜産物を提供するとともに、旬野菜レシピコーナーやカラー野菜レシピ本も作成し、生産者と消費者の方々とのふれあう場を提供しています。

⑦ 年金友の会をはじめ各種組織を結成し、地域の方々の交流と健康増進のお手伝いをしています。

⑧ 社会保険労務士による年金相談会を開催し、組合員・地域利用者の相談機能の充実、ライフプランの作成のお手伝いをしています。

⑨ 24時間365日どこでも申し込みができる各種ネットローンをご用意し、生活応援に取り組んで

います。

- ⑩ 全ての給油所において自家発電設備を備え、災害における停電時にも地域の住民に継続して給油できる体制となっています。

また、子供たちや消費者に対していのちと食と農を結ぶ行動や地域の関わりや食の大切さ、食を支える農業やJAの役割について、以下のように理解促進を図っています。

- ◇ 米づくり体験農園の実施
- ◇ 管内全小学校に対する「ちゃぐりん」副読本の配付
- ◇ 小中学校に対する作文・図画・書道・ポスターコンクールの開催
- ◇ 郷土食や伝統料理の伝承活動や地元食材を使った料理教室の開催
- ◇ 学校給食への地元産野菜の提供

その他として、生活文化活動を積極的に展開して、活力ある地域づくりに取り組んでいます。

活 動 名	活 動 目 的
はじめての野菜作り教室	組合員の支援・地域貢献として ・ 野菜を作る楽しみや農業について理解を深め、新規生産者の増加につなげるため ・ 健康増進を図るため
健康教室	

平成30年2月1日
能登わかば農業協同組合

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

4. 事業の概況（令和7年度）

（1）事業の概況

令和7年度は、引き続き深刻な人口減少と高齢化に直面しています。日本の人口は減少し、特に地方では過疎化が進行しています。労働力の減少が企業活動に影響を与えており、高齢化社会に伴う医療・介護需要の増大が課題となっています。国際的な視点では、米中関係やアジア地域の緊張が続く中、日本は経済や安全保障の面で独自の立場を模索しています。

また、米の価格については、気候変動や国際的な影響、国内の消費動向など複数の要因が絡み合い、今後も変動していくことが予測されます。

このような中、当組合においては肥料価格高騰への対策や生産基盤の維持に努めて参りました。

加えて、「令和6年能登半島地震」及び「奥能登豪雨」からの復旧・復興への対応が続くなか、農地・農業施設・生活基盤の再建に向けた取組みが重要課題となっています。

このような厳しい環境下ではありましたが、組合員・利用者の皆さまの温かいご理解とご協力のもと、役職員一丸となって各事業に取り組み、事業基盤の維持・強化に努めました。

特に、営農指導体制の充実による農業所得向上支援、地域農業の担い手育成、生活インフラ機能の維持、ならびにデジタル化・業務効率化への対応を進め、組合員サービスの向上と経営健全化の両立に努めました。

また、「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域共生社会の実現」「協同組合としての役割発揮」を目指し、地域になくってはならないJAとして存在価値の発揮に努めました。

令和7年度決算は、金利上昇等による市場価格の変動に伴い、有価証券の減損処理*を実施しました。事業利益は▲14億48百万円、経常利益は▲13億81百万円、税引前当期利益は▲11億63百万円となりました。

なお、減損処理*は会計基準等に基づきみのり監査法人と協議のうえ適切に実施したものであり、今後につきましても、安全性・流動性を重視した運営方針のもと、健全な財務運営とリスク管理の徹底に努めて参ります。

今後とも、皆さま方の温かいご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

*減損処理とは、保有している有価証券の価値が下落し、回復が見込みにくいと判断された場合に、帳簿上の評価額を引き下げる会計処理です。実際に売却して損失が確定したのではなく、現時点での価値を反映したものです。

主な事業活動と成果については以下のとおりです。

① 農業生産販売事業

本年度の米集荷実績については米価高騰の影響による集荷競争の激化及び縁古米の増加により集荷状況は前年度より3,000俵余り少ない76,000俵（集荷率81.7%）となりました。1等米比率については、高温の影響による乳白米と斑点米カメムシの影響により84.1%となりました。

米取扱高は23億56百万円（前年比139.3%）、販売品取扱高は32億56百万円（前年比128.9%）でした。

また、農業経営の安定を図るため農畜産物直売所「JA グリーンわかばの里」及び「織姫の里なかのと」を活用した「能登米」及び「能登野菜」の生産振興に努め、地域農業の活性化を図り国消国産に貢献しました。

② 利用事業

育苗センターの出荷箱数は、231,053箱の実績となりました。ライスセンターの利用量は水稻で4,274 t、大麦で185 tの実績となりました。無人ヘリ防除では、水稻防除で延べ1,718ha、麦防除で延べ44ha、大豆防除で延べ11haの実績となりました。

③ 信用事業

地域に密着した金融機関を目指し、組合員・利用者から必要とされるJAバンク活動に取り組みました。貯金業務において年金友の会等の各種イベントの開催、相続や年金等の相談機能の拡充により、組合員のニーズに応じたサービスを提供いたしました。融資業務において能登半島地震で被災した農業者の復興支援に尽力し、農業関連資金実行額で870百万円（前年比223.1%）の実績となりました。

その結果、貯金平均残高1,053億円（前年比92.8%）、貸出金平均残高153億円（前年比116.1%）の実績となりました。

④ 共済事業

複合渉外を中心に能登半島地震に被災した組合員・利用者に寄り添ったキメ細かい推進活動を展開し、長期新契約446万ポイント（前年比85.4%）の実績となりました。

自動車共済においてスマイルサポーターの共済窓口担当者のレベルアップを図り、449万ポイント（前年比110.2%）の実績となりました。

また、能登半島地震による建物更生共済の共済金支払額は管内で191億円超に達しました。

⑤ 購買事業

生産資材につきましては、農家所得向上に向けコスト低減資材の取組強化と予約購買の徹底を目指すとともに、特に土づくり資材の普及に取り組みました。

また、JA グリーンわかばの里やアグリセンター等では、組合員ニーズに合った商品の提供を行い、農機・給油所ではイベントやキャンペーンを行い、組合員及び利用者の皆さまに満足いただけるようサービスの向上に取り組みました。その結果、購買事業では32億49百万円の取扱高（前年比108.2%）となりました。

⑥ 葬祭事業

震災の復旧も進み安心できる料金設定とサービスの向上を図り組合員の利便性を図るため幅広い葬儀の対応に努めました。その結果、243件（前年比91.7%）うち家族葬が148件（前年比91.9%）の実績となり、家族葬は60.9%を占めるに至りました。

（2）業務の適正を確保するための体制

当組合では、法令遵守等の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めていきます。今年度の運用状況の概要は、各項目下段に「運用状況について」と記載のあるとおりです。

内部統制システム基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- （1）組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- （2）重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- （3）内部監査部署を設置し、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。内部監査の結果、改善要請を受けた部署については、速やかに必要な対策を講じる。
- （4）「マナー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローndリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- （5）組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度を活用し、法令違反等の未然防止に努める。
- （6）監事監査、内部監査、会計監査人が適正な監査を行えるよう、三者が密接に連絡できる体制を整備する。
- （7）業務上知り得た当組合及び子会社等の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

（運用状況について）

組合の地域特性・組合員ニーズ等に応じて独自の経営理念を定め、中期計画等に反映して役職員に周知徹底し実行している。

コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスプログラムを定め、研修会の開催や自店検査、人事ローテーション、職場離脱等の諸制度を適切に実施している。

内部監査に実施により業務運営にかかる問題点が把握され、その改善取組みについての的確な進捗管理により実践している。

また、役員による重要性の理解と陣頭指揮のもと、現業部署・リスク管理部署・内部監査部署が連携して反社会的勢力排除や金融犯罪防止にあたっている。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- （1）文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- （2）個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存・管理する。
- （3）サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対応を実施する。

（運用状況について）

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。また、サイバーセキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築及び Fire Wall の脆弱性管理を行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- (2) 組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

(運用状況について)

リスク管理基本方針を策定し、組合をとりまくリスクの把握に努めるとともに理事会で定期的に協議・検討を行っている。

リスク管理委員会を設置し、重要なリスクの特定と対応状況の管理に努めるとともに、取組状況を定期的に理事会に報告している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

(運用状況について)

中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握している。人材育成指針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいる。

定期的に収支シミュレーションを実施し、経営改善に取り組んでいる。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するために必要な体制を整備する。
- (2) 監事と定期的な協議を実施し、十分な意思疎通をはかる。
- (3) 内部監査担当部署に対して監事と十分な連携を行うよう指示する。

(運用状況について)

理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っている。内部監査部署には監事との十分な連携を指示し、監事監査の実効性確保を支援している。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各業務が適正かつ効率的に執行されるよう、規程やマニュアル、業務フロー等の業務処理に係る内部統制を整備する。
- (2) 業務処理に係る内部統制が運用されるよう、定期的な検証と是正を行う。
- (3) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- (4) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

(運用状況について)

各業務について統一的な事務手続きを定めることにより内部統制を整備し、職員への研修の実施や内部監査・自店検査の実施によりそれらの定着及び高度化を図っている。子会社管理規程を制定し、子会社における内部統制構築・運用の支援やリスクの把握に努めている。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- (4) 「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任」をディスクロージャー誌に記載して表明する。

(運用状況について)

経理規程を定め、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、会計処理にあたっては業務システムと連携した会計システムが構築されている。

財務情報の開示にあたり、決算業務にかかる体制を整備するとともに、内部監査等により財務諸表等の正確性を維持する仕組みが構築されている。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心して JA をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理態勢と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店と連携を図りながら与信審査を行っています。審査にあたっては取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会義（ALM 委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議（ALM 委員会）で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

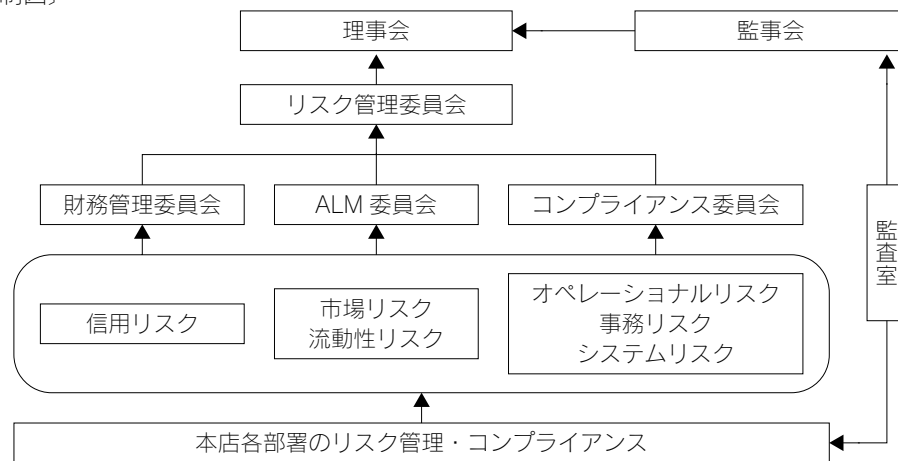
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、来店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、内部規程・マニュアルなどを策定しています。

〔リスク管理体制図〕



◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

〔個人情報保護方針〕

当組合では組合員情報の保護管理を徹底するために、職員に対する周知及び保護管理状況の点検等を行い、組合員が安心してご利用いただけるように、組合員情報の保護管理に万全を期すよう取り組んでいます。

〔情報セキュリティ基本方針〕

当組合では情報資産保護の基本方針としてセキュリティポリシーを制定し、安全対策に万全を期しています。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇金融 ADR 制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JA バンク相談所や JA 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口（電話：0767-53-8505（月～金 9時～17時））

② 紛争解決措置の内容

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業
金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）

(信用事業の紛争解決措置利用にあたっては、①の窓口または JA バンク相談所 (電話: 03-6837-1359) にお申し出下さい。なお、金沢弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。)

・ 共済事業

(一社) 日本共済協会 共済相談所 (電話: 03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財) 自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財) 日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

(公財) 交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

(各機関の連絡先 (住所・電話番号) につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。)

◇「経営者保証に関するガイドライン」への対応

経営者保証に関するガイドライン研究会 (全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局) が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢を整備し、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまがガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

■本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

全国銀行協会 (<https://www.zenginkyou.or.jp/adr/sme/guideline/>)

日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/support/information/assurance/index.html>)

① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

② 経営者保証の契約時の対応について

(1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

③ 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行う。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

④ 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

◇内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融円滑化体制

平成21年12月金融円滑化法施行以来、合計37件 (令和8年3月31日まで) の貸付条件変更申込があり、当該取引先のキャッシュフロー検証や対象中小企業等の業況・特性をも踏まえた審査により、対応処理いたしました。

なお、貸付条件変更先については、定期的な訪問等により債務者の経営状況の把握に努め、適切な経営指導・経営改善支援等に努めています。

6. 事業のご案内

(信用事業)

信用事業は、貯金・融資・為替決済などの金融サービスを提供することにより農業をはじめ地域社会の発展に貢献しています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクとして大きな力を発揮しています。

1. 貯金業務

当座貯金・普通貯金・貯蓄貯金・定期貯金・定期積金など目的・期間にあわせて組合員はもちろん地域住民・事業主の皆さまにもお気軽にご利用いただいています。

2. 融資業務

組合員への融資を始め、地域の皆さまの暮らしや、事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体・農業関連産業などへも融資し、地域経済の発展に貢献しています。さらに、(株)日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

3. 為替決済業務

全国のJAをはじめ、すべての民間金融機関とオンライン提携し、送金・振込・代金取立等の内国為替業務を行っています。

貯金ネットサービスは都銀・地銀をはじめとする民間金融機関とCD オンライン提携しており全国の金融機関・コンビニエンスストアのCD・ATM利用が可能となっています。

また、給与・年金等口座振替業務についてもお取り扱いしています。

4. 国債の窓口販売業務

個人向け国債、中・長期利付国債、投資信託の窓口販売業務を行っています。お客様のライフプランに合わせた資産運用をご提案させていただいています。

(共済事業)

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

長期共済 養老生命共済、終身共済、こども共済、年金共済、建物更生共済、医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、認知症共済など

短期共済 火災共済、自賠償共済、自動車共済、傷害共済、農業者賠償責任共済

(経済事業)

JAは信用・共済事業の他に、農業から生活までに関わるさまざまな事業を行っています。

1. 農業に関わる事業

JAは肥料や農薬等の生産資材及び農業機械などの販売・修理、米や野菜などの農産物の生産・販売、育苗センター・ライスセンター・選果場等の農業関連施設の利用事業、営農指導・相談を行っています。

2. 生活に関わる事業

JAは日用品・プロパンガス・ガソリン・車など生活に関わる用品を販売しています。また、ギフト用品の販売や葬祭事業も行っています。

(その他)

JAの総合事業の形態を活かし、総合ポイント制度を導入して組合員メリットの創出に努めています。

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	資 産	
	令和 6 年度	令和 7 年度
1. 信用事業資産	104,373,289	99,735,508
(1) 現金	369,453	359,069
(2) 預金	79,213,751	67,918,518
系統預金	78,508,641	67,213,415
系統外預金	705,109	705,102
(3) 有価証券	10,313,800	10,033,341
(4) 貸出金	14,307,553	21,180,272
(5) その他の信用事業資産	224,604	305,349
未収収益	100,540	187,414
その他の資産	124,064	117,934
(6) 貸倒引当金	▲ 55,874	▲ 61,042
2. 共済事業資産	15,820	15,418
(1) その他の共済事業資産	15,823	15,420
(2) 貸倒引当金	▲ 2	▲ 2
3. 経済事業資産	1,427,522	1,915,381
(1) 経済事業未収金	675,787	626,382
(2) 経済受託債権	441,962	945,618
(3) 棚卸資産	279,291	323,151
購買品	222,007	254,702
その他の棚卸資産	57,283	68,449
(4) その他の経済事業資産	31,354	21,924
(5) 貸倒引当金	▲ 872	▲ 1,695
4. 雑資産	233,135	225,041
5. 固定資産	2,565,122	2,820,571
(1) 有形固定資産	2,560,262	2,817,018
建物	4,896,864	4,974,029
機械装置	1,315,801	1,327,775
土地	900,984	895,796
建設仮勘定	24,554	—
その他の有形固定資産	1,174,764	1,185,993
減価償却累計額	▲ 5,752,707	▲ 5,566,576
(2) 無形固定資産	4,859	3,553
その他の無形固定資産	4,859	3,553
6. 外部出資	4,722,758	4,722,636
(1) 外部出資	4,722,758	4,722,636
系統出資	4,589,998	4,589,998
系統外出資	122,780	122,658
子会社等出資	9,980	9,980
7. 繰延税金資産	131,256	111,740
資 産 の 部 合 計	113,468,906	109,546,297

(単位：千円)

負債及び純資産		
科目	令和6年度	令和7年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	106,859,293	103,429,820
(1) 貯金	106,312,701	102,786,441
(2) 借入金	171,115	200,999
(3) その他の信用事業負債	375,475	442,378
未払費用	24,711	67,524
その他の負債	350,764	374,853
2. 共済事業負債	566,239	582,888
(1) 共済資金	340,795	350,137
(2) 未経過共済付加収入	218,025	225,454
(3) 共済未払費用	7,386	7,259
(4) その他の共済事業負債	32	36
3. 経済事業負債	911,924	1,363,870
(1) 経済事業未払金	460,618	435,714
(2) 経済受託債務	421,082	881,963
(3) その他の経済事業負債	30,222	46,192
4. 雑負債	334,235	319,085
(1) 未払法人税等	38,248	105,823
(2) 資産除去債務	26,034	20,946
(3) その他の負債	269,953	192,314
5. 諸引当金	347,590	245,889
(1) 賞与引当金	48,711	48,600
(2) 退職給付引当金	107,186	101,988
(3) 役員退職慰労引当金	21,592	15,843
(4) ポイント引当金	4,000	4,486
(5) 災害損失引当金	166,098	74,971
負債の部合計	109,019,283	105,941,553
(純資産の部)		
1. 組合員資本	6,906,993	5,534,638
(1) 出資金	2,391,876	2,331,640
(2) 利益剰余金	4,529,626	3,228,900
利益準備金	2,655,000	2,715,000
その他利益剰余金	1,874,626	513,900
任意積立金	1,381,256	213,740
リスク管理積立金	992,000	—
農業経営基盤積立金	98,000	102,000
施設整備積立金	160,000	—
税効果積立金	131,256	111,740
当期末処分剰余金	493,369	300,160
(うち当期剰余金(▲損失金))	(266,531)	(▲ 1,300,725)
(3) 処分未済持分	▲ 14,509	▲ 25,902
2. 評価・換算差額等	▲ 2,457,370	▲ 1,929,894
その他有価証券評価差額金	▲ 2,457,370	▲ 1,929,894
純資産の部合計	4,449,622	3,604,744
負債及び純資産の部合計	113,468,906	109,546,297

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	1,946,006	320,830
事業収益	4,883,387	5,142,936
事業費用	2,937,381	4,822,105
(1) 信用事業収益	699,115	827,683
資金運用収益	610,702	781,704
(うち預金利息)	(333,054)	(492,103)
(うち有価証券利息)	(127,165)	(146,946)
(うち貸出金利息)	(107,826)	(142,653)
(うちその他受入利息)	(42,656)	(0)
役務取引等収益	33,663	33,134
その他事業直接収益	19,625	—
その他経常収益	35,125	12,845
(2) 信用事業費用	227,598	1,979,213
資金調達費用	38,529	98,723
(うち貯金利息)	(37,198)	(96,393)
(うち給付補填備金繰入)	(353)	(667)
(うち借入金利息)	(223)	(275)
(うちその他支払利息)	(753)	(1,386)
役務取引等費用	6,056	5,913
その他事業直接費用	120,790	1,810,985
その他経常費用	62,222	63,590
(うち貸倒引当金繰入額)	(8,701)	(7,628)
(うち貸出金償却)	(—)	(468)
信用事業総利益(▲損失)	471,516	▲ 1,151,529
(3) 共済事業収益	746,846	730,509
共済付加収入	677,205	660,881
その他の収益	69,641	69,628
(4) 共済事業費用	62,831	65,284
共済推進費	22,405	20,156
共済保全費	2,215	1,124
その他の費用	38,210	44,002
(うち貸倒引当金繰入額)	(2)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(▲ 0)
共済事業総利益	684,014	665,225
(5) 購買事業収益	2,751,794	2,899,818
購買品供給高	2,649,217	2,788,273
購買手数料	6,639	7,358
修理サービス料	68,609	75,000
その他の収益	27,327	29,186
(6) 購買事業費用	2,253,337	2,378,002
購買品供給原価	2,149,427	2,291,332
修理サービス費	7,841	8,520
その他の費用	96,067	78,149
(うち貸倒引当金繰入額)	(473)	(822)
(うち貸倒損失)	(7)	(—)
購買事業総利益	498,456	521,816
(7) 販売事業収益	129,322	128,590
販売手数料	116,439	117,360
その他の収益	12,882	11,229
(8) 販売事業費用	33,184	30,857
その他の費用	33,184	30,857
販売事業総利益	96,137	97,732
(9) 保管事業収益	47,024	35,920
(10) 保管事業費用	18,860	19,435
保管事業総利益	28,163	16,485

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(11) 加工事業収益	1,046	2,598
(12) 加工事業費用	1,683	2,243
加工事業総利益(▲損失)	▲ 637	355
(13) 利用事業収益	285,023	297,267
(14) 利用事業費用	223,349	222,577
利用事業総利益	61,674	74,690
(15) 葬祭事業収益	236,875	233,569
(16) 葬祭事業費用	114,908	119,393
葬祭事業総利益	121,967	114,176
(17) その他事業収益	1,565	1,552
その他事業総利益	1,565	1,552
(18) 指導事業収入	6,462	6,811
(19) 指導事業支出	23,316	26,485
指導事業収支差額	▲ 16,853	▲ 19,674
2. 事業管理費	1,784,605	1,768,925
(1) 人件費	1,195,874	1,135,923
(2) 業務費	150,511	154,148
(3) 諸税負担金	55,802	61,324
(4) 施設費	378,007	386,847
(5) その他費用	4,408	30,681
事業利益(▲損失)	161,401	▲ 1,448,095
3. 事業外収益	116,482	66,912
(1) 受取雑利息	3	4
(2) 受取出資配当金	84,943	38,481
(3) 賃貸料	7,795	8,046
(4) 償却債権取立益	260	365
(5) 雑収入	23,480	20,016
4. 事業外費用	5,203	603
(1) 寄付金	418	536
(2) 雑損失	4,785	66
経常利益(▲損失)	272,680	▲ 1,381,785
5. 特別利益	96,782	254,998
(1) 固定資産処分益	4,372	15,170
(2) 一般補助金	1,833	59,899
(3) 災害共済金	21,828	48,568
(4) 災害見舞金等	56,951	—
(5) 災害関連利益	—	52,848
(6) 災害損失引当金戻入益	11,795	78,511
6. 特別損失	19,740	37,133
(1) 固定資産処分損	1,688	3,154
(2) 固定資産圧縮損	1,833	1,986
(3) 減損損失	1,883	21,996
(4) 災害関連損失	14,334	9,996
税引前当期利益(▲損失)	349,723	▲ 1,163,920
法人税、住民税及び事業税	56,628	117,288
法人税等調整額	26,562	19,516
法人税等合計	83,191	136,804
当期剰余金(▲損失金)	266,531	▲ 1,300,725
当期首繰越剰余金	179,275	103,369
リスク管理積立金取崩額	1,000	1,302,000
農業経営基盤積立金取崩額	20,000	16,000
施設整備積立金取崩額	—	160,000
税効果積立金取崩額	26,562	19,516
当期末処分剰余金	493,369	300,160

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益(又は税引前当期損失)	349,723	▲ 1,163,920
減価償却費	172,801	169,970
減損損失	1,883	21,996
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	5,495	5,990
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 2,210	▲ 111
退職給付引当金等の増減額(▲は減少)	▲ 11,842	▲ 5,198
その他引当金等の増減額(▲は減少)	▲ 82,899	▲ 96,391
信用事業資金運用収益	▲ 737,474	▲ 883,773
信用事業資金調達費用	38,529	98,723
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 84,946	▲ 38,485
有価証券関係損益(▲は益)	100,387	1,913,055
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 2,647	▲ 13,249
固定資産圧縮損	1,833	1,986
固定資産処分費用	—	1,430
資産除去債務関連損益	274	280
一般補助金収益	▲ 1,833	▲ 59,899
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	▲ 1,135,219	▲ 6,872,718
預金の純増(▲)減	2,600,000	12,900,100
貯金の純増減(▲)	▲ 2,388,596	▲ 3,526,259
信用事業借入金の純増減(▲)	57,593	29,884
その他信用事業資産の純増(▲)減	74,011	6,194
その他信用事業負債の純増減(▲)	223,039	25,058
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(▲)	▲ 48,637	9,342
その他共済事業資産の純増(▲)減	▲ 8,513	402
その他共済事業負債の純増減(▲)	17,309	7,306
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	▲ 77,067	49,405
経済受託債権の純増(▲)減	▲ 252,266	▲ 503,655
棚卸資産の純増(▲)減	▲ 36,738	▲ 43,860
支払手形及び経済事業未払金の純増減(▲)	134,504	▲ 24,904
経済受託債務の純増減(▲)	207,741	460,880
その他経済事業資産の純増(▲)減	15,463	9,429
その他経済事業負債の純増減(▲)	▲ 2,188	15,969
(その他の資産及び負債の増減)		
その他資産の純増(▲)減	10,350	18,295
その他負債の純増減(▲)	19,398	▲ 62,077
未払または未収消費税の純増減(▲)	8,185	▲ 26,829

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
信用事業資金運用による収入	689,522	796,815
信用事業資金調達による支出	▲ 24,800	▲ 56,859
小 計	▲ 169,836	3,164,323
雑利息及び出資配当金の受取額	84,946	38,485
法人税等の支払額	▲ 33,779	▲ 49,712
事業活動によるキャッシュ・フロー	▲ 118,668	3,153,095
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 2,283,742	▲ 1,499,075
有価証券の売却等による収入	2,196,692	393,954
固定資産の取得による支出	▲ 313,943	▲ 926,490
固定資産の売却による収入	152,830	491,403
補助金の受入による収入	1,833	59,899
外部出資による支出	2,731	122
固定資産の処分に伴う支出	—	▲ 1,430
資産除去債務の履行による支出	—	▲ 5,368
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 243,598	▲ 1,486,983
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	76,367	55,071
出資の払戻しによる支出	▲ 122,998	▲ 115,307
持分の取得による支出	▲ 14,509	▲ 18,907
持分の譲渡による収入	15,888	7,514
出資配当金の支払額	▲ 24,181	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 69,433	▲ 71,629
4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲ 431,700	1,594,483
6. 現金及び現金同等物の期首残高	1,400,405	968,705
7. 現金及び現金同等物の期末残高	968,705	2,563,188

4. 注記表（令和7年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・ 子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・ その他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・ 購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ 購買品（農機）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ 購買品（小売店舗品、部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・ その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 24年～50年、機械装置 7年～12年
- ② 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査を受けております。
- ② 賞与引当金
職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA ポイントサービスに基づき組員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「〇」で表示しています。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳帳
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,195,794千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 建物 | 1,016,605千円 |
| ② 機械装置 | 1,012,511千円 |
| ③ 土地 | 16,497千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 150,179千円 |
- (2) 担保に供した資産
系統定期預金900,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金5,000千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 ありません。
子会社等に対する金銭債務の総額 10,277千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 103,712千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は45,787千円、危険債権額は69,785千円です。
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び並びに危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び、貸出条件緩和債権額の合計額は115,572千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金額控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|--------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | ありません。 |
| うち事業取引高 | ありません。 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 290千円 |
| うち事業取引高 | 290千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |
- (2) 減損会計に関する注記
- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済拠点ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と短期賃貸用固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店及び農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用途	種 類	その他
旧和倉温泉支店	短期賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧中島支店	遊休	建物及びその他	業務外固定資産
旧サービスセンター鳥屋	遊休	建物	業務外固定資産
旧鳥屋味噌施設	遊休	土地	業務外固定資産
旧東湊 倉庫横土地	遊休	土地	業務外固定資産
旧石崎作業所	遊休	土地	業務外固定資産
旧中島給油所	遊休	土地	業務外固定資産

- ② 減損損失の認識に至った経緯
短期賃貸用固定資産については、収益性が低いと、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
さらに、遊休資産については、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額より低いことから、正味売却価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
- | | | |
|-------------|-------------|---------------------------------------|
| 旧和倉温泉支店 | 2,960千円（土地 | 2,960千円） |
| 旧中島支店 | 12,192千円（建物 | 12,141千円、
その他 51千円） |
| 旧サービスセンター鳥屋 | 4,615千円（建物 | 4,615千円） |
| 旧鳥屋味噌施設 | 154千円（土地 | 154千円） |
| 旧東湊 倉庫横土地 | 224千円（土地 | 224千円） |
| 旧石崎作業所 | 389千円（土地 | 389千円） |
| 旧中島給油所 | 1,458千円（土地 | 1,458千円） |
| 合計 | 21,992千円（建物 | 16,756千円、
土地 5,188千円、
その他 51千円） |

- ④ 回収可能価額の算定方法
回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価価額に基づき算定しています。
- (3) 災害関連利益に関する注記
特別利益に計上している「災害関連利益」は、主に「令和6年能登半島地震」による被害に伴い、営農施設・経済施設復旧支援を目的として受け取った助成金です。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

- ロ. 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課（運用部門）は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

す。金融課（運用部門）が行った取引についてはリスク審査課（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が42,379千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	67,918,518	67,634,893	▲ 283,624
有価証券	10,033,341	10,008,500	▲ 24,841
満期保有目的の債券	1,499,191	1,474,350	▲ 24,841
その他有価証券	8,534,150	8,534,150	—
貸出金	21,180,272		
貸倒引当金(*1)	▲ 61,042		
貸倒引当金控除後	21,119,230	20,646,673	▲ 472,556
資 産 計	99,071,089	98,290,067	▲ 781,022
貯金	102,786,441	102,341,560	▲ 444,881
負 債 計	102,786,441	102,341,560	▲ 444,881

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価等により算定しています。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参

加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	4,722,636

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	55,218,518	12,000,000	—	—	—	700,000
有価証券	100,000	100,000	400,000	400,000	700,000	12,100,000
満期保有目的の債券	100,000	100,000	400,000	400,000	500,000	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	200,000	12,100,000
貸出金(*1, 2)	1,905,620	1,628,195	1,800,755	1,625,551	1,296,085	12,902,905
合 計	57,224,138	13,728,195	2,200,755	2,025,551	1,996,085	25,702,905

(*1) 貸出金のうち、当座貸越149,396千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等21,158千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	92,830,112	5,013,279	3,502,032	540,227	634,306	266,482
合 計	92,830,112	5,013,279	3,502,032	540,227	634,306	266,482

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	100,000	99,080	▲ 920
	社 債	1,399,191	1,375,270	▲ 23,921
	小 計	1,499,191	1,474,350	▲ 24,841
	合 計	1,499,191	1,474,350	▲ 24,841

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額 (A)	取得原価又は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	社 債	231,180	197,970	33,210
	小計	231,180	197,970	33,210
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	4,103,870	5,105,312	▲ 1,001,442
	地方債	426,420	452,610	▲ 26,190
	社 債	3,772,680	4,708,151	▲ 935,471
	小計	8,302,970	10,266,074	▲ 1,963,104
合 計		8,534,150	10,464,044	▲ 1,929,894

- (2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
社 債	199,524	－	476

- (4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券
当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。
- (5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券
当事業年度中において、1,708,169千円の減損処理を行っています。
時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、当該差額を減損処理しています。
- なお、減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

6. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

期首における退職給付引当金	107,186
退職給付費用	39,739
退職給付の支払額	▲ 11,548
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 17,575
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 15,814
期末における退職給付引当金	101,988

- (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

退職給付債務	974,946
特定退職金共済制度	▲ 344,658
確定給付型年金制度	▲ 528,299
未積立退職給付債務	101,988
退職給付引当金	101,988

- (4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

簡便法で計算した退職給付費用	39,739
----------------	--------

- (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,655千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は91,484千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)

	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	15,960
退職給付引当金	28,944
役員退職慰労引当金	4,496
賞与引当金	13,792
災害損失引当金	21,276
有価証券減損損失否認額	513,734
減損損失否認額	238,355
資産除去債務	5,944
その他有価証券評価差額金	547,704
その他	29,132
繰延税金資産小計	1,419,341
評価性引当額	▲ 1,297,749
繰延税金資産合計（A）	121,592
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 9,852
繰延税金負債合計（B）	▲ 9,852
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	111,740

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因
税引前当期損失を計上しており記載を省略しています。

8. 収益認識に関する注記

（収益を理解するための基礎となる情報）

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

9. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
当組合の一部の支店・経済拠点等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は2年～31年、割引率は0%～2.0%を採用しています。
- ③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-------------------|-----------|
| 期首残高 | 26,034千円 |
| 時の経過による調整額 | 280千円 |
| 資産除去債務の戻し入れによる減少額 | ▲ 5,368千円 |
| 期末残高 | 20,946千円 |

- (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該農業関連施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

10. その他の注記

- (1) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、407,120千円です。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

注記表（令和6年度）

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - ・子会社株式……移動平均法による原価法
 - ・其他有価証券
 - イ. 時価のあるもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ロ. 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・購買品（生産資材・燃料等）……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（農機）……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・購買品（小売店舗品、部品等）……売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - ・その他の棚卸資産……主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 24年～50年、機械装置 7年～12年
- ② 無形固定資産
 - 定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
自組合利用のソフトウェア 5年

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準、経理規程及び資産の償却・引当規程に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。このうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当組合の貸出シェアで按分した金額と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引当てています。
実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査を受けております。
- ② 賞与引当金
 - 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- ③ 退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。
なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA ポイントサービスに基づき組員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

⑥ 災害損失引当金

令和6年1月に発生した能登半島地震に伴う復旧費用等の支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等と契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組員が生産した農畜産物を原料に、加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、商品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

ライスセンター・育苗センター・共同選果場・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 葬祭事業

葬祭施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「〇」で表示しています。そのため、表中の合計が一致しないことがあります。

(7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

② 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産に係る圧縮記帳帳
有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,234,864千円であり、その内訳は次のとおりです。
- | | |
|--------------|-------------|
| ① 建物 | 1,051,227千円 |
| ② 機械装置 | 1,016,494千円 |
| ③ 土地 | 16,497千円 |
| ④ その他の有形固定資産 | 150,644千円 |
- (2) 担保に供した資産
系統定期預金900,000千円を為替決済の担保に、系統外定期預金5,100千円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。
- (3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務
子会社等に対する金銭債権の総額 ありません。
子会社等に対する金銭債務の総額 10,248千円
- (4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務
理事および監事に対する金銭債権の総額 61,478千円
理事および監事に対する金銭債務の総額 ありません。
- (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計金額
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は54,184千円、危険債権額は52,320千円です。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,505千円です。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 子会社等との取引高の総額
- | | |
|-------------------|--------|
| ① 子会社等との取引による収益総額 | ありません。 |
| うち事業取引高 | ありません。 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |
| ② 子会社等との取引による費用総額 | 290千円 |
| うち事業取引高 | 290千円 |
| うち事業取引以外の取引高 | ありません。 |
- (2) 減損会計に関する注記
- ① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要
当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店・経済施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と短期賃貸用固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。
本店・農業関連施設等の共同利用施設については、独立したキャッシュフローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュフローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。
当事業年度に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。
- | 場所 | 用途 | 種類 | その他 |
|-----------|----|----|---------|
| 旧鳥屋味噌施設 | 遊休 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧東湊 倉庫横土地 | 遊休 | 土地 | 業務外固定資産 |
| 旧石崎作業場 | 遊休 | 土地 | 業務外固定資産 |
- ② 減損損失の認識に至った経緯
遊休資産については、処分費用見込後の正味売却価額が帳簿価額より低いことから、正味売却価額まで帳簿価額を減額し、当該減少

- 額を減損損失として認識しました。
- ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
- | | |
|-----------|---------------------|
| 旧鳥屋味噌施設 | 1,722千円（土地 1,722千円） |
| 旧東湊 倉庫横土地 | 112千円（土地 112千円） |
| 旧石崎作業所 | 48千円（土地 48千円） |
| 合計 | 1,883千円（土地 1,883千円） |
- ④ 回収可能価額の算定方法
回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価価額に基づき算定しています。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を石川県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券による運用を行っています。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
イ. 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳格に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については資産の償却・引当規程に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。
- ロ. 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況や ALM など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する余裕金運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融課（運用部門）は、理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融課（運用部門）が行った取引についてはリスク審査課（リスク管理部門）が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
（市場リスクに係る定量的情報）
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%増加したものと想定した場合には、経済価値が175,901千円減少するものと把握しています。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提と

しており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ハ、資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
預金	79,213,751	78,878,393	▲ 335,357
有価証券	10,313,800	10,313,800	—
その他有価証券	10,313,800	10,313,800	—
貸出金	14,307,553		
貸倒引当金(*1)	▲ 55,874		
貸倒引当金控除後	14,251,679	14,027,495	▲ 224,183
資 産 計	103,779,230	103,219,689	▲ 559,541
貯金	106,312,701	105,981,749	▲ 330,952
負 債 計	106,312,701	105,981,749	▲ 330,952

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

イ、預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、デリバティブを内包した期日前解約特約付預金は、取引金融機関から提示された時価等により算定しています。

ロ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からのリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

ハ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

イ、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、

期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,722,758

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	66,513,751	—	12,000,000	—	—	700,000
有価証券	—	352,490	77,380	—	76,530	12,300,000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	352,490	77,380	—	76,530	12,300,000
貸出金(*1, 2)	1,855,810	1,657,352	1,480,946	1,289,533	1,170,027	6,832,066
合 計	68,369,561	2,009,842	13,558,326	1,289,533	1,246,557	19,832,066

(*1) 貸出金のうち、当座貸越158,970千円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち三月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等21,816千円は償還の予定が見込まれていないため、含めていません。

⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	95,388,002	3,931,729	5,604,425	410,613	661,819	316,112
合 計	95,388,002	3,931,729	5,604,425	410,613	661,819	316,112

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

5. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又は 償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えるもの	社 債	229,320	197,970	31,350
	小 計	229,320	197,970	31,350
貸借対照表 計上額が取得 原価又は償却 原価を超えないもの	国 債	4,855,100	5,868,539	▲ 1,013,439
	地 方 債	487,080	600,000	▲ 112,920
	社 債	4,435,900	5,704,661	▲ 1,268,761
	受益証券	306,400	400,000	▲ 93,600
	小 計	10,084,480	12,573,200	▲ 2,488,720
合 計		10,313,800	12,771,170	▲ 2,457,370

(2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国 債	1,412,083	14,194	—
地 方 債	102,507	2,538	—
社 債	202,892	2,892	—
合 計	1,717,482	19,625	—

(3) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券

当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、減損処理を行った有価証券はありません。

6. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職

給付の一部に充てるため全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)	
期首における退職給付引当金	119,029
退職給付費用	37,153
退職給付の支払額	▲ 12,210
特定退職金共済制度への拠出金	▲ 19,348
確定給付型年金制度への拠出金	▲ 17,437
期末における退職給付引当金	107,186

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)	
退職給付債務	1,037,167
特定退職金共済制度	▲ 366,493
確定給付型年金制度	▲ 563,486
未積立退職給付債務	107,186
退職給付引当金	107,186

(4) 退職給付に関連する損益

(単位：千円)	
簡便法で計算した退職給付費用	37,153

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金15,294千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は110,230千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(単位：千円)	
	当期
繰延税金資産	
貸倒引当金	15,017
退職給付引当金	30,326
役員退職慰労引当金	6,127
賞与引当金	13,473
災害損失引当金	46,054
有価証券減損損失否認額	28,956
減損損失否認額	260,452
資産除去債務	7,371
その他有価証券評価差額金	697,401
その他	25,990
繰延税金資産小計	1,131,172
評価性引当額	▲ 990,062
繰延税金資産合計（A）	141,109
繰延税金負債	
全農統合に係る合併交付金	▲ 9,852
繰延税金負債合計（B）	▲ 9,852
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	131,256

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：％)	
	当期
法定実効税率	27.7
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 3.4
評価性引当額の増減	▲ 2.9
住民税均等割	0.9
税率変更に伴う繰延税金資産の修正	▲ 0.4
その他	▲ 0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.8

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7％から28.4％に変更されました。

この税率変更による影響は軽微です。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ① 当該資産除去債務の概要
当組合の一部の支店・経済拠点等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上しています。
- ② 当該資産除去債務の金額の算定方法
資産除去債務の見積もりにあたり、支出までの見込期間は2年～31年、割引率は0％～2.0％を採用しています。
- ③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減
期首残高 25,759千円
時の経過による調整額 274千円
期末残高 26,034千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当組合は、農業関連施設等に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該農業関連施設等は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

10. その他の注記

(1) 当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、組合員等からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けけることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、455,326千円です。

11. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	493,369	300,160
2. 剰余金処分額	390,000	250,000
(1) 利益準備金	60,000	—
(2) 任意積立金	330,000	250,000
リスク管理積立金	310,000	250,000
農業経営基盤積立金	20,000	—
3. 次期繰越剰余金	103,369	50,160

(注) 1. 任意積立金における目的積立金の積立目的及び積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

種 類	積 立 目 的	積 立 目 標 額 または積立基準	取 崩 基 準
リスク管理積立金	貸出金等不良債権の貸倒損失等、有価証券運用の評価損・処分損、預け金の損失、固定資産の減損損失、損害賠償義務に伴う損失、訴訟等に伴う費用、地震・火災等の災害に伴う修繕費用、資本的支出、農林年金制度変更等に備える。	積立対象資産期末帳簿価額の30/1000に達する額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
農業経営基盤積立金	営農指導事業に関するもので特別措置及び臨時措置に要する費用もしくは支出に備え、計画的な財源確保を図る。	販売品取扱高の10/100相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
施設整備積立金	施設の取得、修繕、処分に備える。	1 取得予定施設の取得価額相当額。 2 修繕に要する費用が多額な固定資産について、取得価額の10%以内。 3 施設整備及び遊休資産等の処分に伴う、取壊費用、処分損相当額。	積立目的の事象が発生した場合に限り、目的に沿った取崩しとして取崩す。
税効果積立金	繰延税金資産の当年度増加分を自己資本に充当。	毎事業年度に算定される税効果相当額の増加額。	当期において過年度に積み立てた税効果相当額が減少する場合。

6. 部門別損益計算書

令和7年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,164,322	827,683	730,509	1,908,869	1,689,532	7,727	
事業費用 ②	4,843,492	1,979,213	65,284	1,463,567	1,312,723	22,703	
事業総利益 ③ (①-②)	320,830	▲1,151,529	665,225	445,301	376,808	▲14,976	
事業管理費 ④	1,768,925	354,414	439,973	535,388	368,751	70,397	
（うち減価償却費 ⑤-1）	(169,970)	(15,880)	(19,730)	(103,040)	(25,774)	(5,544)	
（うち人件費 ⑤-2）	(1,135,923)	(208,246)	(332,204)	(308,819)	(231,846)	(54,806)	
※うち共通管理費 ⑥		101,449	175,722	92,583	77,536	-	▲447,292
（うち減価償却費 ⑦-1）		(11,726)	(19,342)	(2,462)	(2,072)	(-)	(▲35,604)
（うち人件費 ⑦-2）		(42,711)	(74,566)	(53,089)	(44,540)	(-)	(▲214,907)
事業利益 ⑧ (③-④)	▲1,448,095	▲1,505,943	225,252	▲90,086	8,057	▲85,374	
事業外収益 ⑨	66,912	9,235	15,396	14,249	27,922	109	
※うち共通分 ⑩		8,870	15,396	12,845	10,776	-	▲47,889
事業外費用 ⑪	603	36	63	438	64	-	
※うち共通分 ⑫		36	63	36	30	-	▲167
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	▲1,381,785	▲1,496,745	240,585	▲76,275	35,915	▲85,265	
特別利益 ⑭	254,998	45,426	78,949	70,033	60,588	-	
※うち共通分 ⑮		45,426	78,949	69,850	58,602	-	▲252,828
特別損失 ⑯	37,133	12,462	12,134	5,855	6,680	-	
※うち共通分 ⑰		6,450	11,203	4,712	3,956	-	▲26,323
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	▲1,163,920	▲1,463,780	307,400	▲12,098	89,823	▲85,265	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	85,265	-	▲85,265	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	▲1,163,920	▲1,463,780	307,400	▲97,363	89,823		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31	54	8	7	-	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

令和6年度

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,905,077	699,115	746,846	1,801,762	1,649,923	7,429	
事業費用 ②	2,959,071	227,598	62,831	1,389,730	1,258,900	20,009	
事業総利益 ③ (①-②)	1,946,006	471,516	684,014	412,031	391,022	▲12,580	
事業管理費 ④	1,784,605	351,725	440,832	548,663	363,467	79,915	
（うち減価償却費 ⑤-1）	(172,801)	(11,334)	(16,765)	(115,499)	(23,507)	(5,694)	
（うち人件費 ⑤-2）	(1,195,874)	(228,794)	(349,302)	(320,729)	(234,224)	(62,823)	
※うち共通管理費 ⑥		90,858	163,405	87,559	74,863	-	▲416,685
（うち減価償却費 ⑦-1）		(9,276)	(15,339)	(2,494)	(2,135)	(-)	(▲29,246)
（うち人件費 ⑦-2）		(44,132)	(80,079)	(57,113)	(48,824)	(-)	(▲230,149)
事業利益 ⑧ (③-④)	161,401	119,791	243,181	▲136,631	27,555	▲92,495	
事業外収益 ⑨	116,482	17,573	31,297	27,774	39,738	98	
※うち共通分 ⑩		17,313	31,297	26,419	22,583	-	▲97,614
事業外費用 ⑪	5,203	1,795	2,938	432	37	-	
※うち共通分 ⑫		1,600	2,938	24	21	-	▲4,584
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	272,680	135,569	271,541	▲109,290	67,256	▲92,396	
特別利益 ⑭	96,782	16,581	29,964	26,096	24,140	-	
※うち共通分 ⑮		16,581	29,964	26,096	22,307	-	▲94,949
特別損失 ⑯	19,740	3,447	6,229	5,425	4,637	-	
※うち共通分 ⑰		3,447	6,229	5,425	4,637	-	▲19,740
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	349,723	148,703	295,276	▲88,619	86,759	▲92,396	
営農指導事業分配賦額 ⑲		-	-	92,396	-	▲92,396	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	349,723	148,703	295,276	▲181,016	86,759		

※ ⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

※ 上記（部門別損益計算書）の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しています。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

事業総利益割60%、要員割40%により各場所部門別に配賦

(2) 営農指導事業

農業関連事業に100%配賦

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	25	45	16	14	-	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月30日
能登わかば農業協同組合
代表理事組合長 寺西 清悟

8. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人、%)

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	4,749,180	4,804,813	4,522,397	4,905,077	5,164,322
信用事業収益	658,047	651,113	606,405	699,115	827,683
共済事業収益	755,363	710,518	702,035	746,846	730,509
農業関連事業収益	1,685,621	1,704,314	1,559,054	1,809,192	1,916,596
その他事業収益	1,650,147	1,738,866	1,654,904	1,649,923	1,689,532
経 常 利 益(▲損失)	207,830	169,788	156,508	272,680	▲ 1,381,785
当期剰余金(▲損失金)	129,474	45,630	▲ 405,312	266,531	▲ 1,300,725
出 資 金	2,544,351	2,496,665	2,438,507	2,391,876	2,331,640
(出 資 口 数)	2,544,351	2,496,665	2,438,507	2,391,876	2,331,640
純 資 産 額	7,014,552	6,230,989	5,240,017	4,449,622	3,604,744
総 資 産 額	109,531,667	105,234,193	116,088,289	113,468,906	109,546,297
貯 金 残 高	100,311,208	97,132,065	108,701,298	106,312,701	102,786,441
貸 出 金 残 高	13,030,751	13,013,434	13,172,334	14,307,553	21,180,272
有 価 証 券 残 高	12,120,240	10,795,180	11,314,630	10,313,800	10,033,341
剰余金配当金額	52,546	64,865	24,181	—	—
出 資 配 当 金	25,282	24,604	24,181	—	—
事業分支配当金	27,264	40,261	—	—	—
職 員 数	207	191	188	175	172
単体自己資本比率	17.99	18.30	16.55	18.62	15.30

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収益	610,702	781,704	171,002
役務取引等収益	33,663	33,134	▲ 529
その他信用事業収益	54,750	12,845	▲ 41,905
合 計	699,115	827,683	128,568
資金調達費用	38,529	98,723	60,194
役務取引等費用	6,056	5,913	▲ 143
その他信用事業費用	183,012	1,874,575	1,691,563
合 計	227,598	1,979,213	1,751,615
信用事業粗利益	498,613	▲ 1,100,784	▲ 1,599,397
信用事業粗利益率	0.47	▲ 1.10	▲ 1.57
事業粗利益	2,114,235	451,611	▲ 1,662,624
事業粗利益率	1.86	0.41	▲ 1.45
事業純益	329,630	▲ 1,319,982	▲ 1,649,612
実質事業純益	329,630	▲ 1,317,314	▲ 1,646,944
コア事業純益	430,795	493,671	62,876
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	430,795	493,671	62,876

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資金運用勘定	112,900,460	610,702	0.54	104,759,612	781,704	0.75
預 金	86,561,968	375,710	0.43	75,947,283	492,103	0.65
有価証券	13,092,685	127,165	0.97	13,421,638	146,946	1.09
貸 出 金	13,245,806	107,826	0.81	15,390,689	142,653	0.93
資金調達勘定	113,643,998	37,774	0.03	105,487,697	97,335	0.09
貯金・定期積金	113,497,122	37,551	0.03	105,315,970	97,060	0.09
借 入 金	146,875	223	0.15	171,727	275	0.16
総資金利ざや			0.20			0.32

(注) 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	73,265	171,001
預 金 利 息	46,592	159,049
有価証券利息	25,122	19,781
貸 出 金 利 息	3,710	34,826
その他受入利息	▲ 2,159	▲ 42,656
支 払 利 息	29,259	60,193
貯 金 利 息	28,983	59,195
給付補填備金繰入	▲ 29	313
借 入 金 利 息	▲ 7	52
その他支払利息	312	632
差 引	44,005	110,807

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯 金

① 種類別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
要 求 払 貯 金	56,222	55,598	▲ 624
当 座 貯 金	14	13	▲ 1
普 通 貯 金	56,092	55,456	▲ 636
貯 蓄 貯 金	108	111	4
別 段 貯 金	8	17	9
そ の 他 の 貯 金	0	0	▲ 0
定 期 性 貯 金	57,275	49,718	▲ 7,557
定 期 貯 金	55,285	47,967	▲ 7,317
財 形 貯 蓄	88	70	▲ 18
積 立 定 期 貯 金	132	112	▲ 20
定 期 積 金	1,762	1,560	▲ 202
そ の 他 の 貯 金	8	8	▲ 0
計	113,497	105,316	▲ 8,181
合 計	113,497	105,316	▲ 8,181

② 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
定 期 貯 金	48,697	46,521	▲ 2,176
うち固定金利定期	48,697	46,521	▲ 2,176

(2) 貸 出 金

① 種類別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
証 書 貸 付 金	13,091	15,240	2,149
当 座 貸 越	154	150	▲ 4
合 計	13,246	15,391	2,145

② 貸出金金利条件別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	13,308	20,313	7,005
変 動 金 利 貸 出	684	543	▲ 140
そ の 他 貸 出	315	323	8
合 計	14,307	21,180	6,872

③ 貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
担 保	貯 金	159	73	▲ 86
	有 価 証 券	0	0	0
	動 産	0	0	0
	不 動 産	994	864	▲ 130
	そ の 他 担 保	87	269	182
	計	1,240	1,208	▲ 32
保 証	農業信用基金協会保証	4,681	5,411	730
	そ の 他 保 証	671	1,016	345
	計	5,353	6,427	1,074
信 用		7,713	13,544	5,831
合 計		14,307	21,180	6,873

④ 債務保証見返額担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保	—	—	—
計	—	—	—
信 用	—	—	—
合 計	—	—	—

⑤ 貸出金使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	6,860	6,782	▲ 78
運 転 資 金	7,447	14,398	6,951
合 計	14,307	21,180	6,873

(注) 運転資金には「農業運転」、「事業運転」、「生活関連（自動車ローンは除く）」が該当します。

⑥ 貸出金業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	構 成 比	令和7年度	構 成 比	増 減
法 人					
農 業 ・ 林 業	224	1	233	1	9
水 産 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業	25	0	23	0	▲ 2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	21	0	21	0	0
サ ー ビ ス 業	57	0	44	0	▲ 13
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—
地 方 公 共 団 体	7,469	52	13,519	63	6,050
そ の 他	—	—	—	—	—
個 人	6,511	45	7,339	34	828
合 計	14,307	100	21,180	100	6,873

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	838	1,276	438
穀 作	241	552	311
野 菜 ・ 園 芸	38	32	▲ 6
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	13	21	8
養 鶏 ・ 養 卵	0	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	545	669	124
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	838	1,276	438

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	445	859	414
農 業 制 度 資 金	393	417	23
うち農業近代化資金	222	216	▲ 5
うちその他制度資金	171	200	29
合 計	838	1,276	438

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	171	200	29
そ の 他	—	—	—
合 計	171	200	29

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	54	13	6	34	54
	令和7年度	45	7	6	31	45
危 険 債 権	令和6年度	52	9	22	18	50
	令和7年度	69	3	37	24	65
要 管 理 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
小 計	令和6年度	106	22	29	52	104
	令和7年度	115	11	43	55	110
正 常 債 権	令和6年度	14,205				
	令和7年度	21,071				
合 計	令和6年度	14,312				
	令和7年度	21,187				

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

- 不良債権に関わるディスクロージャーとして、農業協同組合法に基づくものと金融機能再生のための緊急措置に関する法律（以下、「金融再生法」という。）に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分に従って開示区分が決定されます。なお、当組合は金融再生法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 農協法に基づく開示債権及び金融再生法開示債権の用語説明

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続き開始、更生手続き開始、再生手続き開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危 険 債 権
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
要 管 理 債 権
「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額
三 月 以 上 延 滞 債 権
元本又は利息の支払が約定日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないもの
貸 出 条 件 緩 和 債 権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないもの
正 常 債 権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権

- 自己査定と農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権との関係

自己査定債務者区分			農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権		
(総与信ベース)			(信用事業与信額ベース、要管理債権は貸出金元金)		
破 綻 先			破産更生債権及びこれらに準ずる債権（ア）	45	
実 質 破 綻 先					
			(注1)		
破 綻 懸 念 先			危 険 債 権（イ）	69	
			(注1)		
要注意先	要 管 理 先		要 管 理 債 権（ウ）	三月以上延滞債権	－
				貸出条件緩和債権	－
	その他の要注意先		(注2)		
正 常 先			正 常 債 権（エ）	21,071	
			(注1)		
			合 計（ア）＋（イ）＋（ウ）＋（エ）	21,187	
			開示債権合計額（ア）＋（イ）＋（ウ）	115	
(正常債権21,071百万円を除く)					

(注1) 経済未収金等信用事業以外の債権による差額

(注2) 三月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権以外の他の貸出金及び貸出金以外の債権による差額

⑩ 貸倒引当金内訳

(単位：千円)

種 目	令 和 6 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	994	3,834		994	3,834
個 別 貸 倒 引 当 金	50,259	52,915	3,682	46,577	52,915
合 計	51,254	56,749	3,682	47,572	56,749

種 目	令 和 7 年 度				
	期 首 残 高	期中増加額	期 中 減 少 額		期 末 残 高
			目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	3,834	6,501		3,834	6,501
個 別 貸 倒 引 当 金	52,915	56,238	2,461	50,454	56,238
合 計	56,749	62,739	2,461	54,288	62,739

⑪ 貸出金償却額

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
貸 出 金 償 却 額	3,682	2,929

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	27,482	19,354,496	163,221	36,504,884	26,561	21,354,230	141,117	30,232,921
代金取立為替	2	6,885	—	—	—	—	—	—
雑 為 替	1,080	394,845	545	207,804	868	240,830	441	190,498
合 計	28,564	19,756,226	163,766	36,712,689	27,429	21,595,061	141,558	30,423,420

(4) 有 価 証 券

① 保有有価証券平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
国 債	5,653,227	5,866,480	213,253
地 方 債	634,200	614,628	▲ 19,572
社 債	5,969,349	6,799,450	830,101
受 益 証 券	835,907	141,078	▲ 694,829
合 計	13,092,685	13,421,638	328,953

② 保有有価証券残存期間別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	－	4,855,100	－	4,855,100
地 方 債	－	－	－	－	290,700	196,380	－	487,080
社 債	－	198,560	－	291,480	229,320	3,945,860	－	4,665,220
受 益 証 券	－	229,870	76,530	－	－	－	－	306,400
合 計	－	428,430	76,530	291,480	520,020	8,997,340	－	10,313,800

種 類	令 和 7 年 度							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
国 債	－	－	－	－	－	4,103,870	－	4,103,870
地 方 債	－	－	100,000	－	273,810	152,610	－	526,420
社 債	100,000	500,000	990,801	93,030	231,180	3,488,040	－	5,403,051
合 計	100,000	500,000	1,090,801	93,030	504,990	7,744,520	－	10,033,341

③ 有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)	貸借対照表 計上額 (A)	時 価 (B)	差 額 (B)－(A)
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	地 方 債	－	－	－	100,000	99,080	▲ 920
	社 債	－	－	－	1,399,191	1,375,270	▲ 23,921
	小 計	－	－	－	1,499,191	1,474,350	▲ 24,841
合 計		－	－	－	1,499,191	1,474,350	▲ 24,841

〔その他有価証券〕

(単位：千円)

	種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)	貸借対照表 計上額 (A)	取得原価又 は償却原価 (B)	差 額 (A)－(B)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	社 債	229,320	197,970	31,350	231,180	197,970	33,210
	小 計	229,320	197,970	31,350	231,180	197,970	33,210
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国 債	4,855,100	5,868,539	▲ 1,013,439	4,103,870	5,105,312	▲ 1,001,442
	地 方 債	487,080	600,000	▲ 112,920	426,420	452,610	▲ 26,190
	社 債	4,435,900	5,704,661	▲ 1,268,761	3,772,680	4,708,151	▲ 935,471
	その他の証券	306,400	400,000	▲ 93,600	－	－	－
	小 計	10,084,480	12,573,200	▲ 2,488,720	8,302,970	10,266,074	▲ 1,963,104
合 計		10,313,800	12,771,170	▲ 2,457,370	8,534,150	10,464,044	▲ 1,929,894

④ 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当する取引はありません。

[その他の金銭の信託]

該当する取引はありません。

⑤ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

(5) 預かり資産の状況

① 投資信託残高（ファンドラップ含む）

該当する取引はありません。

② 残高有り投資信託口座数

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生 命 総 合 共 済	終 身 共 済	15,258	116,438,798	15,027	109,373,101
	定期生命共済	588	6,906,650	630	7,187,000
	養老生命共済	3,903	17,842,286	3,671	16,091,696
	こども共済	2,762	11,152,300	2,666	10,176,900
	医 療 共 済	11,009	2,465,850	10,890	2,225,250
	が ん 共 済	3,612	775,500	3,811	689,500
	定期医療共済	166	376,100	152	335,600
	介 護 共 済	1,586	2,539,624	1,642	2,803,001
	認 知 症 共 済	306		304	
	生活障害共済	608		677	
	特定重度疾病共済	842		860	
	年 金 共 済	7,799	194,200	7,701	184,200
建 物 更 生 共 済		13,052	185,116,607	12,975	184,820,110
合 計		58,729	332,655,617	58,340	323,709,459

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額）を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済		229,320	45,943	10,890	40,495
			957,975		1,084,290
が ん 共 済		3,612	22,093	3,811	19,146
			—		80,640
定 期 医 療 共 済		166	827	152	761
合 計		14,787	68,863	14,853	60,402
			957,975		1,164,930

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類		令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済		1,586	4,699,213	1,642	5,139,533
認 知 症 共 済		306	600,000	304	576,500
生活障害共済(一時金型)		452	3,360,300	521	3,852,400
生活障害共済(定期年金型)		156	141,600	156	140,880
特定重度疾病共済		842	1,243,500	860	1,252,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	6,203	3,262,299	6,041	3,112,517
年 金 開 始 後	1,596	803,186	1,660	876,919
合 計	7,799	4,065,486	7,701	3,989,437

(注) 「金額」欄は、年金年額について記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	2,634	34,084,770	31,359	2,373	30,990,060	27,654
自 動 車 共 済	12,571		565,273	12,724		604,291
傷 害 共 済	5,918	20,550,700	2,017	7,553	23,410,700	2,120
団体定期生命共済	—		—	—		—
定額定期生命共済	—		—	—		—
賠 償 責 任 共 済	89		455	85		489
自 賠 責 共 済	2,937		50,153	3,074		52,818
合 計	24,149		649,259	25,809		687,373

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保証を伴わない共済の金額欄は斜線）を記載しています。

3. その他事業の実績

(1) 購買品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
生 産 資 材	2,333,760	319,909	2,511,005	333,317
生 活 物 資	670,275	180,195	738,642	172,431
合 計	3,004,036	500,105	3,249,647	505,749

(2) 受託販売品取扱高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取 扱 高	手 数 料	取 扱 高	手 数 料
米	1,690,918	72,829	2,356,804	73,737
米以外の農産物	325,519	43,599	324,625	43,593
畜 産 物	509,261	10	574,976	29
合 計	2,525,700	116,439	3,256,405	117,360

(3) 保管事業取扱実績

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
収 益	保 管 料	39,409	31,892
	その他の収益	7,615	4,027
費 用	保 管 労 務 費	3,670	4,387
	その他の費用	15,190	15,047
差 引		28,163	16,485

(4) 加工事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	販 売 高	手 数 料	販 売 高	手 数 料
中 島 菜	1,046	▲ 637	2,598	355
合 計	1,046	▲ 637	2,598	355

(5) 利用事業取扱実績

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	取扱数量・金額	手 数 料	取扱数量・金額	手 数 料
ライスセンター	4,190 t	3,774	4,274 t	21,949
育 苗 セ ン タ ー	233,129枚	44,010	231,053枚	41,308
葬 祭 セ ン タ ー	265件	121,967	243件	114,176
そ の 他		13,889		11,431
合 計		183,641		188,866

(6) 指導事業の収支内訳

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
収 入	指導事業補助金	5,811	6,123
	実 費 収 入	651	688
支 出	営 農 改 善 費	11,995	12,336
	教 育 情 報 費	2,991	3,473
	協力団体育成費	8,329	10,675
差 引		▲ 16,853	▲ 19,674

Ⅳ 経営諸指標

1. 利 益 率

(単位：%)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
総資産経常利益率	0.24	▲ 1.26	▲ 1.50
資本経常利益率	6.12	▲ 38.33	▲ 44.45
総資産当期純利益率	0.23	▲ 1.18	▲ 1.41
資本当期純利益率	5.98	▲ 36.08	▲ 42.06

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.45	20.60	7.15
	期中平均	11.67	14.61	2.94
貯 証 率	期 末	9.70	9.76	0.06
	期中平均	11.53	12.74	1.21

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、15.30%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	能登わかば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,331百万円（前年度 2,391百万円）

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,906	5,534
うち、出資金及び資本準備金の額	2,391	2,331
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,529	3,228
うち、外部流出予定額 (▲)	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 14	▲ 25
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,910	5,541
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	3	2
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービング・ライセンスに係るもの以外の額	3	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3	2
自己資本		
自己資本の額 (ハ) = (イ) - (ロ)	6,907	5,538
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	35,821	34,959
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (▲)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,267	1,233
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	37,089	36,193
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (二)	18.62	15.30

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

3. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	369	—	—	359	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,876	—	—	5,112	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	8,070	—	—	14,075	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	79,264	15,994	639	68,247	13,811	552
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	200	60	2
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	6,119	2,793	111	6,350	3,039	121
	（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向け及び個人向け	788	415	16	1,017	638	25
	（うちトランザクター向け）	2	1	0	4	2	0
	不動産関連向け	1,112	268	10	956	258	10
	（うち自己居住用不動産等向け）	969	219	8	832	215	8
	（うち賃貸用不動産向け）	142	49	1	124	43	1
	（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
	（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
	延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	80	22	0	68	19	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	8	4	0	18	2	0
	取立未済手形	—	—	—	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	4,683	461	18	5,413	533	21
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	428	428	17	428	557	22
	共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
	上記以外	8,787	15,427	817	9,488	16,098	643
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	4,293	10,734	429	4,293	10,734	429
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	132	331	13	112	281	11

(単位：百万円)

			令和6年度			令和7年度		
			エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
		(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
		(うち上記以外のエクスポージャー)	4,360	4,360	174	5,082	5,082	203
	証券化		—	—	—	—	—	—
		(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
		(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
		(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
		(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		400	4	0	—	—	—
		(うちルックスルー方式)	400	4	0	—	—	—
		(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (▲)		—	—	—	—	—	—
	標準的手法を運用するエクスポージャー計		115,990	35,821	1,432	111,538	34,959	1,398
	CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)		—	—	—	—	—	—
	中央清算期間関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
	合計 (信用リスク・アセットの額)		115,990	35,821	1,432	111,538	34,959	1,398
マーケット・リスクに対する 所要自己資本の額 〈簡易方式又は標準的方式〉			マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
			—	—	—	—		
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈標準的計測手法〉			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
			1,267	50	1,233	49		
所要自己資本額			リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4%		
			37,089	1,483	36,193	1,447		

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,267	1,233
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	50	49
B I	845	822
B I C	101	98

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

4. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出要領にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S & Pグローバルレーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの
期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		延滞エク スポージャー 期末残高		信用リスクに関するエクスポージャーの残高		延滞エク スポージャー 期末残高	
		うち 貸出金等	うち債券			うち 貸出金等	うち債券		
法人	農業	197	187	—	3	239	228	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	1,199	—	1,199	—	1,400	—	1,400	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	627	25	601	—	727	23	701	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,211	—	2,211	—	1,658	—	1,658	—
	運輸・通信業	1,402	—	1,402	—	1,662	—	1,662	—
	金融・保険業	83,663	—	—	—	72,746	—	300	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	556	53	499	34	655	52	599	34
	日本国政府・地方公共団体	13,955	7,478	6,476	—	19,194	13,527	5,666	—
	上記以外	561	252	—	5	545	236	—	5
	業種別残高計	115,590	14,348	12,391	89	111,538	21,223	11,990	87
個人	1年以下	66,834	306	—		55,604	212	100	
	1年超3年以下	13,144	914	200		13,471	922	501	
	3年超5年以下	1,508	1,508	—		2,664	1,559	1,104	
	5年超7年以下	1,462	1,161	301		2,424	2,323	100	
	7年超10年以下	3,825	3,125	499		10,143	9,444	499	
	10年超	18,939	7,047	11,390		16,723	6,537	9,683	
	期限の定めのないもの	9,875	284	—		10,505	223	—	
	残存期間別残高計	115,590	14,348	12,391		111,538	21,223	11,990	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度					令 和 7 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	1	3		1	3	3	6		3	6
個 別 貸 倒 引 当 金	50	52	3	46	52	52	56	2	50	56

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却等の額

(単位：百万円)

区 分		令 和 6 年 度						令 和 7 年 度					
		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償 却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法 人	農 業	—	3	—	—	3	—	3	—	—	3	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	21	21	—	21	21	—	21	21	—	21	21	—
上 記 以 外		4	4	—	4	4	—	4	4	—	4	4	—
個 人		24	24	—	24	24	—	24	30	—	24	30	0
業 種 別 残 高 計		50	52	—	50	52	—	52	56	—	52	56	0

(注) 当組合では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 ($\frac{F}{(E/(C+D))}$)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 ($\frac{F}{(E/(C+D))}$)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
現金	0	369	—	369	—	—	—	359	—	359	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	5,876	—	5,876	—	—	—	5,112	—	5,112	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	8,070	—	8,070	—	—	—	14,075	—	14,075	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	79,264	—	79,264	—	15,994	20	68,247	—	68,247	—	13,811	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	200	—	200	—	60	30
カード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	6,119	—	6,118	—	2,793	46	6,349	3	6,349	3	3,039	48
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	780	77	667	7	415	62	1,009	77	904	7	638	70
（うちトランザクター向け）	45	—	29	—	2	1	45	—	46	—	4	2	45
不動産関連向け	20～150	1,112	—	1,077	—	268	25	956	—	928	—	258	28
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	969	—	935	—	219	23	832	—	805	—	215	27
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	142	—	142	—	49	35	124	—	123	—	43	35
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	31	—	29	—	22	75	28	4	25	0	19	74
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	4	—	4	—	4	100	2	—	2	—	2	100
取立未済手形	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	0～10	4,683	—	4,618	—	461	10	5,413	—	5,341	—	533	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	428	—	428	—	428	100	428	—	428	—	557	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 ($=E/(C+D)$)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 ($=E/(C+D)$)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E		A	B	C	D	E	
上 記 以 外	100～1250	8,797	—	8,797	—	15,437	175	9,488	—	9,488	—	16,098	170
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,293	—	4,293	—	10,734	250	4,293	—	4,293	—	10,734	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	132	—	132	—	331	250	112	—	112	—	281	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	4,370	—	4,370	—	4,370	100	5,082	—	5,082	—	5,082	100
証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	400	—	400	—	4	1	—	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—					—						—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(▲)	—					—						—	
合 計 (信用リスク・アセットの額)	—					35,831						34,959	

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポー

項 目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,876	－	－	－	－	－	5,876						
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－						
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	8,070	－	－	－	－	－	－	8,070					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地 方 三 公 社 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	78,557	－	706	－	－	－	－	－	79,264				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	1,202	4,712	－	－	－	197	－	－	6	6,118			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
株 式 等	－	－	－	428	－	－	－	－	－	428			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	273	140	259	675								
（うちトランザクター向け）	2	－	－	－	2								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	600	88	75	－	－	－	－	5	－	20	15	130	935
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	79	24	－	37	－	－	－	－	－	－	－	142	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	60%	その他	合計										
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 け う ち A D C 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	18	6	4	－	29								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	4	－	－	4								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	369	－	－	－	－	369							
取 立 未 済 手 形	－	－	－	－	－	－							
信用保証協会等による保証付	－	4,608	－	0	10	4,618							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							
共 済 約 款 貸 付	－	－	－	－	－	－							

ジャーの額

(単位：百万円)

令和7年度																									
信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																									
0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計													
5,112		－		－		－		－		－		5,112													
－		－		－		－		－		－		－													
－		－		－		－		－		－		－													
0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計											
14,075		－		－		－		－		－		－		14,075											
－		－		－		－		－		－		－		－											
－		－		－		－		－		－		－		－											
－		－		－		－		－		－		－		－											
－		－		－		－		－		－		－		－											
－		－		－		－		－		－		－		－											
0%		20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計											
－		－		－		－		－		－		－		－											
20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他		合計									
67,339		200		707		－		－		－		－		－		68,247									
－		200		－		－		－		－		－		－		200									
10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他		合計									
－		－		－		－		－		－		－		－		－									
20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%		その他		合計							
810		5,313		－		－		－		220		－		－		5		6,349							
－		－		－		－		－		－		－		－		－		－							
100%		150%			250%			400%			その他			合計											
－		－			－			－			－			－											
－		－			428			－			－			428											
45%			75%			100%			その他				合計												
4			559			174			173				912												
4			－			－			－				4												
20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%		70%		75%		その他		合計	
505		93		42		－		－		－		40		13		－		44		24		39		805	
30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%		その他		合計			
63		23		－		35		－		－		－		－		－		－		－		123			
70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計							
－			－			－			－			－			－			－							
60%					その他					合計															
－					－					－															
100%				150%				その他				合計													
－				－				－				－													
50%			100%			150%			その他				合計												
14			5			0			6				26												
－			2			－			－				2												
0%			10%			20%			100%			その他			合計										
359			－			－			－			－			359										
－			－			－			－			－			－										
－			5,337			－			－			3,929			5,341										
－			－			－			－			－			－										
－			－			－			－			－			－										

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	100,114	—	—	99,927	94,349	—	—	94,168
40%～70%	5,514	29	10	5,504	6,183	50	10	6,175
75%	294	42	10	288	593	26	10	583
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	32	—	—	32	17	—	—	17
90%～100%	352	1	10	348	403	3	10	403
105%～130%	—	—	—	—	7	—	—	6
150%	4	—	—	4	0	—	—	0
250%	428	—	—	428	428	—	—	428
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	0	3	10	1	1	4	10	1
合 計	106,742	77	10	106,535	101,985	85	10	101,785

5. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、わが国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、わが国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA－またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB－またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	適格金融資産 担 保	保 証	適格金融資産 担 保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	6	—	5	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	21	203	23	130
自己居住用不動産等向け	2	176	15	35
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	2	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—
上 記 以 外	1	—	1	—
合 計	32	379	48	166

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

8. CVA リスクに関する事項

◇CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全な BA—CVA、限定的な BA—CVA 又は簡便法をいう。）の名称

CVA リスク相当額は「簡便法」により算出しています。

◇CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っています。

9. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の概要の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債及びオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◇当組合は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当組合では、各種手続きによりオペレーショナル・リスクを管理しています。

◇BI の算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及び FC（金融商品要素）を合計して算出しています。

なお、ILDC、SC 及び FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILM の算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

11. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する余裕金運用会議（ALM委員会）を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び余裕金運用会議（ALM委員会）で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	4,722	4,722	4,722	4,722
合計	4,722	4,722	4,722	4,722

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

12. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

13. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用リスク管理規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当組合では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当組合は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日としてIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当組合は、ヘッジ等による金利リスクの削減は行っていない。

◇金利リスクの算定手法の概要

当組合では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の算出方法に関する変更はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
当組合では、 Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクの計算を実施していません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	1,630	1,748	101	144
2	下方平行シフト	0	0	0	0
3	スティープ化	1,514	1,587		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	6		
6	短期金利低下	49	0		
7	最大値	1,630	1,748	101	144
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	6,907		5,538	

1. 機構図

```

graph TD
    ZD[組合員] --> ZD1[総代会]
    ZD1 --> ZD2[監事会]
    ZD1 --> ZD3[代表理事組合長]
    ZD2 --> ZD4[代表監事]
    ZD2 --> ZD5[常勤監事]
    ZD3 --> ZD6[代表理事常務]
    ZD3 --> ZD7[代表理事常務]
    ZD3 --> ZD8[総務部]
    ZD6 --> ZD9[金融共済部]
    ZD7 --> ZD10[営農経済部]
    ZD8 --> ZD11[支店]
    ZD9 --> ZD12[普及推進課]
    ZD9 --> ZD13[金融融資課]
    ZD9 --> ZD14[共同融資課]
    ZD9 --> ZD15[ローン営業センター]
    ZD10 --> ZD16[経済課]
    ZD10 --> ZD17[農業振興施設課]
    ZD10 --> ZD18[販売課]
    ZD10 --> ZD19[営農支援員TAC]
    ZD10 --> ZD20[農産物検査員]
    ZD10 --> ZD21[育苗センター]
    ZD10 --> ZD22[ライスセンター]
    ZD10 --> ZD23[その他施設]
    ZD10 --> ZD24[道の駅]
    ZD10 --> ZD25[織姫の里なかのど]
    ZD10 --> ZD26[ふさと米販売所]
    ZD10 --> ZD27[わが家の里]
    ZD10 --> ZD28[七尾農機センター]
    ZD10 --> ZD29[鹿島給油所]
    ZD10 --> ZD30[能登島給油所]
    ZD10 --> ZD31[燃料センター]
    ZD10 --> ZD32[葬祭センター]
    ZD10 --> ZD33[中能登町農機センター]
    ZD10 --> ZD34[中島農機センター]
    ZD10 --> ZD35[トガスセンター]
    ZD10 --> ZD36[灯油配送センター]
    ZD10 --> ZD37[複合渉外]
    ZD10 --> ZD38[北部ブロック]
    ZD10 --> ZD39[中部ブロック]
    ZD10 --> ZD40[南部ブロック]
    ZD10 --> ZD41[中能登町支店]
    ZD10 --> ZD42[七尾支店]
    ZD10 --> ZD43[中島支店]
    ZD10 --> ZD44[支店]
    ZD10 --> ZD45[支店]
    ZD10 --> ZD46[支店]
    ZD10 --> ZD47[支店]
    ZD10 --> ZD48[支店]
    ZD10 --> ZD49[支店]
    ZD10 --> ZD50[支店]
    ZD10 --> ZD51[支店]
    ZD10 --> ZD52[支店]
    ZD10 --> ZD53[支店]
    ZD10 --> ZD54[支店]
    ZD10 --> ZD55[支店]
    ZD10 --> ZD56[支店]
    ZD10 --> ZD57[支店]
    ZD10 --> ZD58[支店]
    ZD10 --> ZD59[支店]
    ZD10 --> ZD60[支店]
    ZD10 --> ZD61[支店]
    ZD10 --> ZD62[支店]
    ZD10 --> ZD63[支店]
    ZD10 --> ZD64[支店]
    ZD10 --> ZD65[支店]
    ZD10 --> ZD66[支店]
    ZD10 --> ZD67[支店]
    ZD10 --> ZD68[支店]
    ZD10 --> ZD69[支店]
    ZD10 --> ZD70[支店]
    ZD10 --> ZD71[支店]
    ZD10 --> ZD72[支店]
    ZD10 --> ZD73[支店]
    ZD10 --> ZD74[支店]
    ZD10 --> ZD75[支店]
    ZD10 --> ZD76[支店]
    ZD10 --> ZD77[支店]
    ZD10 --> ZD78[支店]
    ZD10 --> ZD79[支店]
    ZD10 --> ZD80[支店]
    ZD10 --> ZD81[支店]
    ZD10 --> ZD82[支店]
    ZD10 --> ZD83[支店]
    ZD10 --> ZD84[支店]
    ZD10 --> ZD85[支店]
    ZD10 --> ZD86[支店]
    ZD10 --> ZD87[支店]
    ZD10 --> ZD88[支店]
    ZD10 --> ZD89[支店]
    ZD10 --> ZD90[支店]
    ZD10 --> ZD91[支店]
    ZD10 --> ZD92[支店]
    ZD10 --> ZD93[支店]
    ZD10 --> ZD94[支店]
    ZD10 --> ZD95[支店]
    ZD10 --> ZD96[支店]
    ZD10 --> ZD97[支店]
    ZD10 --> ZD98[支店]
    ZD10 --> ZD99[支店]
    ZD10 --> ZD100[支店]
  
```

2. 役員（令和8年3月末）

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表理事組合長	寺 西 清 悟	理 事	磯 貝 哲 夫
代表理事常務	示 野 信 行	〃	伊勢路 秀
〃	村 本 信 介	〃	久 島 栄 治
理 事	谷 口 英 夫	〃	東谷内 実
〃	福 田 浩	〃	竿 漕 正 人
〃	中 村 正 子	〃	宮 田 直 樹
〃	出 島 茂 弘	〃	高 木 純 子
〃	寺 井 英 雄	〃	豊 蔵 直 哉
〃	酒 井 稔	代 表 監 事	中 瀬 増 直
〃	法 京 廣 照	常 勤 監 事	山 森 実
〃	高 木 盛	監 事	加 地 求
〃	白 山 博	〃	清 水 統
〃	北 野 勇	〃	田 中 憲 治

（注） 監事 加地 求 は農協法第30条第14項に定める員外監事であります。

3. 組合員数

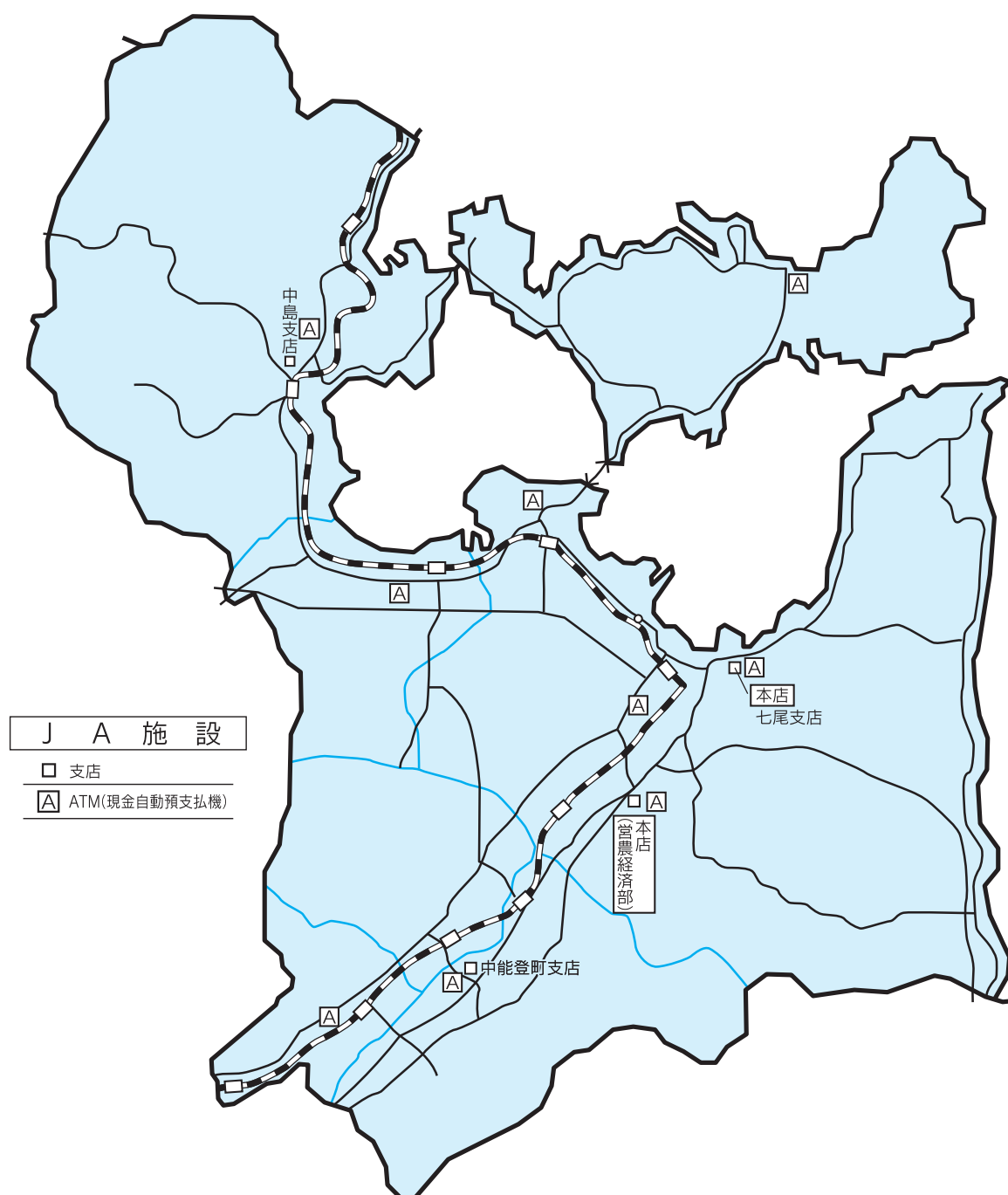
（単位：人）

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
正 組 合 員 数	8,018	7,799	▲ 219
個 人	7,923	7,699	▲ 224
法 人	95	100	5
准 組 合 員 数	5,439	5,464	25
個 人	5,300	5,326	26
法 人	139	138	▲ 1
合 計	13,457	13,263	▲ 194

4. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
米 穀 出 荷 農 家	768名
生 産 組 合	246集落
女 性 部	498名
共 済 わ か ば 会	612名
年 金 友 の 会	6,633名

5. 地区



6. 沿革・歩み

当 JA 能登わかば管内は、石川県の中心よりやや北部に位置し、昔から『能登はやさしや土までも』といわれるように、能登の風土は温和が特徴です。とりわけ稲作には、気温、降雨、降雪も程よく、乱開発のない自然は、湧水、霊水にも恵まれ、土地は肥沃となり、品質のよい米作りにつながります。

このみどり豊かな環境のもと、人々のうるおいある暮らしと農業をはじめとした産業・文化の調和のある地域社会を築くため、協同組合活動の実践に取り組んでいます。

設 立	平成6年4月1日	組 合 員 数	正組合員 7,799名
本店所在地	七尾市矢田新町イ部6番地7		准組合員 5,464名
出 資 金	23億31百万円	役 員 数	理事21名 監事5名
店 舗 数	金融店舗 3	職 員 数	172名

平成6年4月	JA 能登わかば設立	平成21年11月	15周年記念式典及び感謝祭
平成8年9月	精米施設(ふるさと米販売所)の建設	平成24年4月	JA グリーンわかばの里新築移転オープン
平成10年3月	中部育苗施設の建設	平成24年5月	七尾支店新築移転オープン
平成10年9月	北部農産物集出荷場の建設	平成24年11月	本店新築移転
平成12年7月	中部農業倉庫の建設	平成26年4月	織姫の里なかのとオープン
平成12年9月	北部農業倉庫の建設	平成27年12月	やすらぎ会館「和の家」開館
平成13年9月	大豆センターの建設	平成29年3月	金融移動店舗車の入替
平成15年4月	葬祭部の設立	平成30年3月	鳥屋・田鶴浜・中島ライスセンター 能力増強工事完成
平成15年7月	鹿島給油所セルフ化		
平成16年4月	やすらぎ会館の建設	令和3年1月	鹿西支店移転オープン
平成16年11月	10周年記念式典及び感謝祭	令和3年12月	七尾農機センターのオープン
平成17年7月	直売所わかばの里出店	令和4年10月	徳田支店・燃料センター新築移転 オープン
平成18年3月	鹿島ライスセンター玄米色選完成		
平成18年9月	ねぎ調整選別施設の建設	令和6年2月	中能登町支店新築移転オープン、3 支店体制で営業開始
平成19年5月	移動店舗バス導入		
平成20年2月	ローン営業センター開設	令和6年3月	営農経済部事務所移転
平成20年4月	アグリセンターなんぶリニューアルオープン	令和7年11月	中島支店・アグリセンターほくぶ新 築オープン
平成20年12月	中央給油所セルフ化		

7. 店舗等のご案内

(単位：台)

店舗・施設の名称	所 在 地 の 住 所	電話番号	CD・ATM設置台数
本 店	〒926-0015 七尾市矢田新町イ部6番地7	53-8500	
本店(営農経済部)	〒926-0037 七尾市国下町子部1番地5	57-6005	ATM 1
中能登町支店	〒929-1811 鹿島郡中能登町徳前る部68番地1	76-1026	ATM 2
七 尾 支 店 (JA グリーンわかばの里)	〒926-0015 七尾市矢田新町イ部6番地7	53-7011	ATM 2
中 島 支 店	〒929-2222 七尾市中島町中島乙部94番地	66-0333	ATM 1

店舗外 CD・ATM 設置場所	所 在 地 の 住 所	CD・ATMの区別	営業日(平日・土・日)
藤 橋 出 張 所	〒926-0816 七尾市藤橋町申40-2	ATM	平日・土・日・祝日
鹿 西 店	〒929-1602 鹿島郡中能登町能登部下91部23番地	ATM	平日・土・日・祝日
和 倉 温 泉 店	〒926-0178 七尾市石崎町香島2丁目19番地	ATM	平日・土・日・祝日
田 鶴 浜 店	〒929-2121 七尾市田鶴浜町元鶴尾尻又之部18-2	ATM	平日・土・日・祝日
能 登 島 店	〒926-0211 七尾市能登島向田町ろ部8番地1	ATM	平日・土・日・祝日

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用 語	内 容
自己資本の額	『コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額（経過措置適用後の額）』を言います。
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	各エクスポージャーに対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスク・ウェイトを乗じて算出した信用リスク・アセット額、CVA リスク相当額を8%で除した額の合計額を言います。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
標準的計測手法	新 BIS 規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法です。事業規模を表す額に、一定の乗数(内部損失乗数)を乗じて算出する方法です。事業規模要素は、算出金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、金融商品要素 (FC) の平均値に0.12を乗じた額であり、内部損失乗数については、告示第250条第1項に基づいた数値を使用しています。なお、算出金利要素 (ILDC)、役務要素 (SC)、金融商品要素 (FC) は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
CVA リスク (Credit Value adjustment)	CVA（派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額を言います。）が変動するリスクを言います。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新 BIS 規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化をあてはめることです。
△ EVE ・ △ NII	△ EVE とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。△ NII とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。△ EVE については、6つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト・スティープ化・フラット化・短期金利上昇・短期金利低下）に基づいて、△ NII については2つの金利ショック・シナリオ（上方パラレルシフト・下方パラレルシフト）に基づいて計測を実施します。
上方パラレルシフト・ 下方パラレルシフト	満期までの残存年数が異なる債券についての金利が、全体的に上昇することを上方パラレルシフトといいます。反対に、金利が全体的に下落することを下方パラレルシフトといいます。
スティープ化・フラット化	長期金利が上昇して、短期金利と長期金利との差が大きくなることをスティープ化といいます。反対に、長期金利が下落して、短期金利と長期金利との差が小さくなることをフラット化といいます。

ディスクロージャー開示項目対比掲載ページ

<概況及び組織に関する事項>

1. 業務の運営の組織……………61～64
2. 理事及び監事の氏名及び役職名……………62
3. 事務所の名称及び所在地……………64

<主要な業務の内容>

4. 主要な業務の内容……………13

<主要な業務に関する事項>

5. 直近の事業年度における事業の概要… 7～9
6. 直近の5事業年度における主要な業務の
状況を示す指標……………31
7. 直近の2事業年度における主要な事業の
状況を示す指標
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - a. 事業粗利益及び事業粗利益率……………32
 - b. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他事業収支……………32
 - c. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の
平均残高、利息、利回り及び総資金利
ざや……………32
 - d. 受取利息及び支払利息の増減……………32
 - e. 総資産経常利益率及び資本経常利益率…42
 - f. 総資産当期純利益率及び資本当期純
利益率……………42
 - ② 貯金に関する指標
 - a. 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯
金、その他の貯金の平均残高……………33
 - b. 固定金利定期貯金、変動金利定期貯
金及びその他の区分ごとの定期貯金の
残高……………33
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - a. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高……………33
 - b. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高……………33
 - c. 担保の種類別の貸出金残高及び債務
保証見返額……………33
 - d. 使途別の貸出金残高……………34
 - e. 主要な農業関係の貸出実績……………34
 - f. 業種別の貸出金残高及び当該貸出金
残高の貸出金の総額に対する割合……………34
 - g. 貯貸率の期末値及び期中平均値……………42

④ 有価証券に関する指標

- a. 商品有価証券の種類別の平均残高
……………該当なし
- b. 有価証券の種類別の残存期間別の残高…38
- c. 有価証券の種類別の平均残高……………37
- d. 貯証率の期末値及び期中平均値……………42

<業務の運営に関する事項>

8. リスク管理の体制……………10～11
9. 法令遵守の体制……………11
10. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化
のための取り組みの状況……………4～6
11. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
……………11～12

<直近の2事業年度における財産の状況>

12. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分
計算書……………14～28
13. 債権等のうち次に掲げるものの額及びそ
の合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権…35
 - ② 危険債権……………35
 - ③ 三月以上延滞債権……………35
 - ④ 貸出条件緩和債権……………35
 - ⑤ 正常債権……………35
14. 自己資本の充実の状況……………43～60
15. 次に掲げるものに関する取得価額又は契
約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券……………38
 - ② 金銭の信託……………39
 - ③ 金融先物取引等……………該当なし
16. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…37
17. 貸出金償却額……………37
18. 法第37条の2第3項の規定に基づき会計
監査人の監査を受けている旨……………31

MEMO



能登わかば農業協同組合

〒926-0015 石川県七尾市矢田新町イ部6番地7

TEL.0767-53-8500 FAX.0767-53-8523

<http://ja-notowakaba.jp/>

